

議 事 日 程

令和元年第 2 回浜中町議会定例会

令和元年 6 月 5 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 1 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
日程第 7	報告第 3 号	平成 3 0 年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 8		一般質問
日程第 9	議案第 4 3 号	浜中町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 1 0	議案第 4 4 号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 4 5 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 4 6 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第 1 3	議案第 4 7 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 1 4	議案第 4 8 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第 1 5	議案第 4 9 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 6	議案第 5 0 号	工事請負契約の締結について

日程第 1 7	議案第 5 1 号	財産の取得について
日程第 1 8	議案第 5 2 号	財産の取得について
日程第 1 9	議案第 5 3 号	令和元年度浜中町一般会計補正予算（第 1 号）

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただ今から令和元年第2回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番川村議員及び2番田甫議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君）（口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり本日から6日までの2日間としたい
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。本日、第2回浜中町議会定例会に議員全員

の御出席をいただき、誠にありがとうございます。先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 発議案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第1号を議題とします。
職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） (発議案第1号 朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 報告第3号 平成30年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 報告第3号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第3号「平成30年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」提案の理由を御説明申し上げます。

繰越明許費の事業につきましては、平成31年第2回臨時会において、霧多布港海岸防潮堤嵩上改良工事等管理業務委託料、霧多布港海岸陸閘改良工事実施設計業務委託料、霧多布港海岸防潮堤嵩上改良工事、霧多布港海岸陸閘改良工事の4事業について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越し使用する繰越明許費の議決をいただいたところではありますが、5月31日の出納閉鎖により翌年度への繰越額が確定したことから地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し報告するものであります。

なお、令和元年度への繰越額は6億9,600万円で、繰り越す財源は国庫支出金で3億6,500万円、町債で3億3,100万円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本件に対し質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第8 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第8 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 通告に基づき一般質問を行います。

1点目の質問事項については、町長選3期目の出馬についてであります。

平成23年10月に松本町長が誕生し、平成27年10月に町政運営2期目の重責を担い、本町の抱える課題に真摯に向き合い、果敢に政策実現に取り組んで来られた姿勢に敬意を表するところでございます。

そこで、これまでの町政運営2期8年間の感想と、10月に行われる町長選に向け、3期目の出馬があるのかどうか、まずこの点について伺いたいと思います。その上で通告している次の質問を行ってまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私は平成23年10月から長谷川町長の跡を継ぎ、これまで2期8年、町長の責を務めさせていただきました。思い返してみますと多くの事があったと感じております。当時私は副町長でありましたが、長谷川町長は志半ばの2期目に病気で倒れられ、町長職務代理者の任についたことから始まり、職務代理者の平成23年3月、あの東日本大震災が発生し、町長不在の中、震災復興に当たらせていただきました。長谷川町長はその後9月にご勇退され、私が跡を引き継がさせていただきましたが、町長選挙では地域を支える地場産業の振興と災害に強いまちづくりを主要テーマとして、町民の皆様から力強い御支援をいただき、町政を担わせていただくこととなったと思っています。

平成23年と言いますと、現在の第5期浜中町新しい町づくり総合計画の2年目であり、長谷川町政を引き継がなければならないことは勿論のこと、東日本大震災を目の当たりにして災害に強いまちづくりの必要性を感じたところであります。私が担わなければとの強い使命感もあったと思っています。

2期8年と一言で言ってしまうえば短かったような感じではありますが、短い中でもこの8年の時代の流れは非常に早かったと思います。東日本大震災を受け、防災機能を備え

た役場新庁舎の建設であります、多くの町民の皆様や議員の皆様と多くの議論を重ね、議員全員賛成のもと、現在着々と工事が進んでおります。

また、霧多布港海岸の防潮堤嵩上工事につきましても、来年度末には完成する見込みとなりました。いずれも議会のご協力があった事と思っておりますので、感謝しているところであります。

なお、2期目には若い世代への子育て支援の充実を前の主要テーマに追加強化したところであります。

次に、3選出馬はどうかとの質問でありますけれども、3月議会の中でも他の議員の方から御質問をいただき、その際、3期目についてはまだ決意していないという旨、申し上げさせていただきました。しかしながら、町長選に対して町民の皆さんの関心があることを感じていまして同時に、今後の町政が果たしてどうなるのか御心配いただいていることに、私自身痛感している次第であります。本日議員より御質問いただきました現時点での進退の決意を申し上げなければなりませんけれども、町民の皆様に対して、私の意思をはっきり申し上げなければならないことは、私自身その責任があると自覚しております。現在、後援会の中で手続きを進めておりますけれども、まだ開催されておられません。近々開催される予定であります。現状では、そういうことでその段階で決意、決断と言いますか、その表明をしていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） ただ今、町長から2期8年についての感想を聞きました。長谷川町長から引き継いで、地場産業の振興、それと災害に強いまちづくりに向けて本当に一生懸命頑張ってくられた。あわせて、2期目については若い世代への子育て支援を一生懸命町独自の施策として行ってきた。特に、漁業・農業それから商業に関しては、後継者対策ということで支援の施策についても実施されたということで、高く評価をしているところでございます。それで肝心の3期目の出馬については、現時点では松本後援会の総会を終え、出馬に向けての準備体制が整ってからということで、私は、出馬の有無については自身の判断で行うべきだと。当然そうでしょうけれども、この町に愛着を持って、引き続き町が抱える課題解決に向かう意欲があれば、今定例会で出馬表明しても後援会をはじめ町民の理解が得られると、このように思っていますがいかがでしょうか。

なお、出馬に関してですけれども、報道機関が見えられておりますが、報道機関に発表する前に議会に相談なり意思表示を何らかの形でしていただけないものかどうか。あわせて今後どのような日程で出馬表明するのも伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私の最初の答弁では、後援会の事ということでお話ししました。町長になっての8年間、後援会が私を支えてきてくれたというふうに思っています。そういう意味で、後援会の方と言ったらおかしいですけども、そこを大切に、そこで議論されて、決議されて、私の決意表明につながってくると思っています。先ほど言われましたけれど、その前に議会の中で、そのことはできないかというお話がありました。本当に申し訳なく思っています。今、後援会の開催時期ですが、本当に近々予定されているところであります。後援会全体の会議が予定されておりますけども、その結果を踏まえて決断したいと思っています。そして私の意思を町民の皆さんにお伝えしていきたいというふうに考えているところであります。そういう意味では、御質問にありました今回の議会の中で表明したらどうかというお話がありましたけれども、私としては後援会を大事にしていきたいという思いでありますので御理解願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 町長の気持ちは分からない訳ではないですけども、私は少なくとも今までの実績がありますから、対抗馬と言いますか、町長に代わって他の人が出るというような事はほとんどないだろうと思っていますし、後援会もそのような形で動くのではないかと考えております。町長の今の話としては、この場で出馬表明はできないと。町長は10日から上京する予定で、今日行事予定表が配られましたから、近々に予定されている後援会はその前だというふうに思っていますが、いずれにしてもその時点か、もっと前に出馬表明されるというふうに思っておりますので、期待をしておきたいと思えます。

それと、関連があるので伺いますけども、5月末で副町長が健康上の理由で退任されました。事務方のトップとして、法制執務に詳しく危機管理や実務面でも優秀な人材でありました。後任人事については、今後検討すると報道機関に話されているようですが、町民の関心も高いのでお聞きしますが、本定例会に副町長の選任同意の議案提出がないのはなぜでしょうか。今後、町長選挙の10月までに臨時議会を開いて選任するのか、あるいは10月の町長選挙後に副町長の選任を議会に提案するのか。選任時期、

これらについても関連がありますので伺っておきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、御指摘ありましたが10日から東京の方に要望活動で動きまゝす。今の段階では、その前に後援会が予定されておりますので、そういう方向でいきたくと思ひています。

なお、副町長の選任同意も、そのことがはっきりしてから動きが始まると思ひています。私がどうするか決まってから選任同意が決まって今後進むと思ひています。その後は、当然議会の皆さんに同意を求めるとすれば各種手続きはあると思ひます。あるとすれば、そういうことで進めていきたくと思ひます。時期としては、決意表明をして、その後選任同意の手続きがとれると思ひています。順序としてはそういうことでいきたくと思ひています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今、町長の方から決意表明後とはっきり言われましたので、そういう方向というふうには押さえておきたいと思ひます。その上で前段の質疑で答弁されたとおり、出馬は近々に行うことになると思ひておりますので、後段の質問に移らせていただきますが、3月定例会で表明した町政執行方針に基づく町政運営が進められることになると思ひますが、新たな公約の提示はあるのか。どのようなまちづくりを目指していくのか。人口減少対策など具体的な思ひがあれば伺っておきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先ほども申し上げましたが、この8年間の時代の流れは本当に非常に早かったと思ひていますし、高齢化と少子化はますます進みました。これは、人口減少対策ですけれども、都市部への人口流出等と相まって、本町の人口は減少し続けております。本町の基幹産業は、酪農と漁業であります。この産業を振興し、働きながら安心して子育てができるよう、高校生世代までの医療費無償化であったり、保育料の負担軽減、就業交付金制度の創設など様々な施策を展開してきたと思ひておりますが、浜中町が今後も持続的に発展するためには、まだまだ道半ばだと思ひております。

また、公約のことをお話しされましたけれども、現時点では新しい公約を申し上げることはできません。ただ、現在6期の総合計画を策定中でありまゝす。当然、5期の総合計画で踏襲すべきものは踏襲しながら、町民の皆様が安心して将来にわたって住み続けたいと思ひえるような明るいまちであってほしいと思ひております。現在、6期の

まちづくり委員会でありますけども、産業部会、自然環境部会、防災強靱化部会、保健福祉部会、教育文化部会、行政部会、6つの専門部会を設置して、それぞれの分野で議論がされました。そして今、10年後の浜中町がこうあったらいいなというテーマで先の6つの部会が一生懸命お話しをしていただいていると思っています。そして、そういう将来像の提言を先日受けたところであります。ぜひ、これを含めて、これからまちを作っていくとすれば、町民からの意見を含めてそれが生かされるのではないかと。今の段階で生かされるのではないかとというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今の町長の答弁については、6期の総合計画を今策定中であって、10年後の浜中町のテーマも提言されている、そんな中で進めていけたらということですから、そういう方向で進んでいただきたいと私は思っています。今までも、そうですが3本の柱。これをやはり堅持しながら推し進めていただきたいというふうに思っております。

それから、人口減少対策については浜中町創生総合戦略に密接な関係があると思っておりますが、この計画については平成27年から今年度までの5ヵ年計画でありました。これについては今年度中に策定することになるのかどうか、その辺を事務的に答えられる部分があればお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 総合戦略の関係を事務的にということでございますので、私のほうから御答弁申し上げます。議員おっしゃったとおり、本年度末をもちまして現在の計画は終了でございます。国の方からも次期の策定を求められております。来月には道の方で、その趣旨内容というか、求めている内容や今後の方向性についての説明をする会議も予定されているところでございます。総合計画の策定もでございますけれども、こちらとリンクさせながらというか関連づけながら、町の計画の最上位は総合計画でございますけれども、その計画とリンクさせながら、関連づけながら今後5年間の総合戦略を策定するというところで、外部委託する部分もでございますけれども、その予算化もさせていただいておりますので、年度末までに策定するというところで動かさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） わかりました。3期目の出馬に関しては、町長は必ずや立起表

明していただけると思っておりますし、今までの8年間の経験と実績を財産にして、自信を持って町政執行の先頭に立っていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。2点目の質問ですけれども、第6期浜中町まちづくり総合計画の作成状況ということで質問をさせていただきます。

まず初めに、令和2年から第6期の総合計画がスタートいたしますが、計画策定の基本姿勢及び計画期間と構成などの概要について説明をいただきますとともに、現在の作成状況と素案段階で議会への説明をされるのかどうか、この辺について伺っておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げたいと思っております。基本姿勢及び基本計画と構成の概要についてということでございます。総合計画の基本構想につきましては、本年12月の第4回定例会で議決をいただくべく、提案させていただきたいと考えているところでございます。

まず最初に構成からお答え申し上げます。この基本構想につきましては、2部構成ということで考えてございます。その2部構成ですけれども、第1部を序論、第2部を基本構想として構成しようと考えております。その中で第1部序論につきましては、第1章総合計画の趣旨、第2章総合計画の位置づけ、第3章を総合計画の名称及び構成と期間、第4章総合計画策定の背景とし、第2部では、基本構想で第1章を目指すまちの姿、第2章将来像実現のためのまちづくりの分野別基本目標、第3章施策の体系図と考えているところでございます。基本姿勢でありますけれども、この第2部基本構想の第1章、こちらで目指す町の姿の第2節をまちづくりの基本的な考え方として10年後の将来を見据え、地域と行政が一体となり、かけがえのない自然環境を大切に、地域特性を生かした産業振興を図りながら、郷土に対する愛着や誇りを醸成し、町民一人一人の笑顔が輝くまちづくりを目指す、とその様に謳いたいと考えております。計画期間につきましては、これまでの総合計画と同様に10年間として、令和2年度から令和11年度までとしたいと考えているところでございます。

次に、策定状況と素案段階での議会への説明ということでございます。策定状況につきましては現段階ということで、過去の議会でも質問ありましたので部会構成とかそういうところは省かせていただきまして、本年4月26日に各管理職を構成員とする第3回の策定委員会を開催しております。その中で基本構想の骨子案、それと基本構想素案

を事前配付という形で配っているところでございます。5月30日、第4回の策定委員会を開催してその内容について協議したところでございます。先ほど町長の方からも答弁ありましたけれども、そういったことをまちづくり委員会の方から提言書もいただいておりますので、それに基づいて骨子ということで動いているところでございます。

素案段階での議会への説明ということでございますけれども、今後、策定委員会で協議を経た後、更に町内産業団体のトップですとか、そういった有識者を構成員とする策定審議会を設置する予定でございます。その中で更に内容を議論していただいて、原案となった時点の今年11月以降に議員の皆様には内容を御説明申し上げたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 細かく総合計画の概要について御説明いただきました。それと策定状況はわかりましたし、素案段階での議会の説明ということではなくて、有識者を踏まえた審議会で議論をしていただいた後に、原案となった時点で議会に説明をするということで押さえておきたいと思えます。ただ、審議会になぜ素案かということなのですけども、審議会に諮る前に一度議会に相談してもらえると、議会の意見も第6期総合計画に反映していただけるという部分もあるかもしれませんので、そういった部分で入れてもらった上で、審議会に答申をするというような形もあっていいのかなと。それで決まった上で、再度原案を議会に提出していただくというようなことがあってもいいのかと思えますので、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。多少時期が外れるのですが、前回の策定状況とはちょっと時期がずれる形になろうかと思えます。前回10年前につきましては、議会の方への構想の議決というのは年を明けて2月の臨時会で議決いただいているということでございます。その前に数回の審議会を開催して、原案にしたと。その後、臨時会までの間に議会の方には説明しているということでございます。そういった形で今回も同じく、できれば先ほども申し上げましたとおり12月の定例会で議決いただきたいと思っておりますので、それに間に合うように原案段階でということでお話し申し上げました。

総合計画ですけれども、町民の方を委員とするまちづくり委員会を設置してございます。その中で、若いお母さんもいればお父さんもいるし、ある程度経験した方もいらっ

しゃいますし、多方面にわたる方を委員としてメンバー構成させていただきました。その中で議論した内容でございますので、確かに議員おっしゃるように議会の意見もということがあるかと思えますけれども、10年前の策定の仕方も含めて、そういったメンバー構成の中でいろいろな意見というのは町民の中から吸い上げることはできているのではないかとということで、原案段階で検討させていただきたいと思っているところがございます。有識者を構成メンバーとする審議会についても、これは行政機関とは主に関係のない方々でございます。そういった形で、町民の声を反映すべくというふうにご考えていたわけでございます。そういった中で、原案の段階で御説明申し上げたいというふうにご考えておりましたので御理解いただきたいと思うのですけれども、その辺については御相談させていただいた上で検討させていただければと思います。また、町民の方に委員構成として入っていただいておりますので、その中で検討させていただきたいというところではございますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 理解してほしいと言うけれども理解できません。と言うのは、我々議会議員も町民から選ばれているんですよ。やはりそれなりに政策的な部分も提言できることになっていますから、当然総合計画の中に意見として、この分野についてはもっとこの部分を取り入れたらどうでしょうかとか、そういった意見があると思うのですよ。ですから、私は原案となって、その原案を修正できるのであれば別ですよ。別ですけれども、いろんなまちづくり委員会とか有識者を含めて原案を作った。これを12月前に議会に提案して、定例会で議決してほしいというのは、わからないわけではないですが、その前に素案を示していただきたいということです。それは、全員協議会等で提案して出していただければ議論が深まるかと。その方がいいんじゃないですか、策定する段階としては。そのように思うんですが、その辺の考え方は事務的には企画財政課長からお話がありましたので、町長はどういうふうに思えますか。お聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 企画財政課長がお話ししましたけれども、強く今思っているところは、町民の声をしっかり聞いてそれを反映させて進めているという中で、今度はそのことに対して議会でも、もう一つあるよということになってくると、ちょっとその声を集める段階では、私どもも頼んでいる以上、厳しいところかなというふうにご思っているところですよ。今の段階で。ですから、その辺事務方、町長もそう思っていま

すけれども、もう少し事務方とも協議できればというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今の町長の答弁がよく、わからなかったのですが町民の声を反映させていくためにいろんな仕組みでやってきたと。それで、その上に議会の声ということであれば屋上屋を重ねるようなことになるから、ちょっと遠慮してほしいというような、そんな内容ですか。極端な事を言えば。わかりました。それでも機会があればちょっとしたことでも、こんな内容で流れていますよということぐらいは出してもらってもいいのかなと思うので、そのようにお願いしたいと思います。もし、それでいけるとすれば答弁いただきたい。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げたいと思います。先ほどまちづくり委員会からの提言書が提出されたというお話をさせていただきました。この提言書ですけれども、公表する予定でございます。当然、必要があれば紙媒体でお配りするという事も可能ですし、ホームページ上で公表するという事になっております。そういった中で、町からの情報発信は逐次させていただきたいなということで考えてございます。そういった情報をキャッチした上で、逆に言うと、見た段階で助言はいただけるのかなと。あえて場を設けなくても、皆さんからきっと助言いただけるのではないかと、そのように考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 了解です。そのように進めていただきたいと思います。

次の質問に移りますが、3月定例会で検討すると言われた道の駅構想及び新たな補助制度の創設、高度無線環境整備推進事業により活用が可能となる高速通信網光回線の整備、それと防災対策の避難タワーの建設費、避難艇の配備に関して、第6期総合計画に反映されているかどうか、その辺の考え方をまず道の駅の部分からお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今3点について御質問をいただきました。

まず、道の駅からということでございますが、前段として総体的なお話をさせていただきたいと思います。総合計画ですけれども、第5期の総合計画でもそうだった訳なのですけれども、議決をいただく基本構想、それとその後の基本計画ですけれども、こち

らにつきましては、例えば漁業の振興ですとか子育て支援、児童福祉というような基本的な大きな項目、本来考えなければいけない施策の大項目というような形になろうかと考えております。それを実現するための手段としての事業が実施計画に登載されるのかなというところを含みつつ御答弁させていただきたいと思っております。

道の駅ですけれども、一昨年10月、両漁協、農協の組合長、商工会長と意見交換をしております。その際、相当慎重に時間をかけて検討する必要があるとの御意見をいただいたところであります。この道の駅なのですけれども、新たな産業振興や観光振興施策の一つとして、町が整備し、運営は産業団体が担うということで考えていた訳であります。町内外の多くの方に利用していただき、そこで浜中町の特産品を買っていただくことで産業振興につながるものと考えております。ですけれども、道の駅に置く特産品の商品の確保など課題も非常に多くある状況です。町の物産を広く買っていただくことで産業振興につながるとして、以前ゆうゆの前で実施しておりましたテント市場につきましても現在実施できていない状況であります。そのようなことを考えますと、道の駅の整備につきましては、産業振興や観光振興に非常に有用で有効なかなというふうに思いますけれども、現時点ではそういった問題点が解決されないということで、総合計画の個別計画であります実施計画に明記することは難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 道の駅の関係については、今凍結状態にあるということですが、今の現状をどのように打開するかという、そういう手だてが明確にある程度出てくるべきだと思うのですよ。問題を整理して、その上で問題点を洗い出した上で協議の場を持っていくということでない、作っただけいいけれども、どこが運営していくとか、責任説明が果たせないのではないかとこのように思っておりましたので、総合計画の大きな構想の中にはあるけれども、位置づけとして、産業振興などの中にあるけれども、その課題がきちんと整理がついた段階で実施計画に盛り込まれることもあるかもしれないという捉え方でいいですね。それで私は、当面それが課題解決する前に3月定例会でも言ったんですが、ふるさと納税。これをやっぱり商品開発、物産の開発などを重点的に力を入れて、浜中町の魅力を売るっていう部分では大事な事かなと思っておりますので、ふるさと納税の推進これについて総合計画の実施計画の中にきちんと盛り込むかどうか、予算を計上して予算額を計画額、それを入れていくことが必要ではないかと思うの

ですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のふるさと納税の関係でございます。実施計画に受ける側でございますので、実施計画に載せられるかどうかというのは、ちょっと置いておかせていただきたいのですけれども、考え方としてということで御答弁申し上げたいと思います。

課題でありました地域おこし協力隊ですけれども、やっと先月16日から1人任用することが可能になりました。実は予算は1人しかなかったのですけれども、一時期2人希望される方がいらっしやいまして、長い間募集しても来なかったものですから2人来たなら2人取ろうかという考え方もございまして、そういった場合については、ふるさと納税の返戻品の商品開発に1人携わってもらうのも手かなというように考えたこともございます。そういった中で、ふるさと納税は1億円ほどで横ばい状態でございます。総務省から新たなふるさと納税ということで指導も入っている訳ですけれども、そういった中で浜中町の物産をPRする。これは町もそうですけれども、ふるさと納税の返礼品、更には各産業団体ともいろいろな御相談をさせていただきながら、地場産品の付加価値化、あるいはそのPRというのは進めていくべきだと思っております。その中の一つの手段として、ふるさと納税の返礼品というのも含まれるかと考えてございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 次の質問に移ります。光回線の関係です。これに関しては、新たな補助制度が活用できるということで楽しみにしておりました。道の通信局との協議内容について、いつ、どこで、誰と、どのように行われ、その結果についてどうだったのかということをお聞きしておきたいと思っております。これについては、本当に霧多布地区のエリアしか光回線が入っていない。琵琶瀬地区、榊町地区、茶内市街、浜中市街、姉別市街、農家方面が全然入っていないと、すごい希望があるんですよ。特に今、5Gの話が出てきていますが、これについてはアメリカと中国とのファーウェイの関係で摩擦が起きて、もう導入は当面ないというような状況もありますから、仮にきても通信施設を沢山作らなければならないというような話も聞いていますので、そちらの方は別にして、できるだけ早く光回線を有線ですから導入すべきだと思っておりますので、その経過について教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 光回線の関係でございます。現在、事業を実施できるかどうか、その可能性について検討中ということでございます。3月の定例会で私答弁させていただいたと思っておりますけれども、総合通信局に相談に行くというようなお話をさせていただいております。今年3月21日、札幌の総務省の通信局へ私が出向いて御相談させていただきました。当日対応していただきましたのは、情報通信部情報通信振興課課長の鈴木さんという方でございます。その他に課長補佐の方1名と企画管理監1名ということで、3人の方にお話を聞いていただきました。

まず5Gですけれども、こちらにつきましては、北海道には相当厳しいということを経済産業省の方から言われております。確かに速度は速くなりますけれども、速度が速くなる分、距離は短くなると。その短くなる分、施設を多く整備しなければいけないので北海道にはちょっと苦しいかなという話で、5Gは念頭にあまり置かないでいただきたいというような旨のお話をされているところでございます。そういった中での光回線なのですけれども、まず、整備した場合にどれだけ接続してもらえるのかという意向調査が必要だというお話をされています。普通のアンケートであれば回収率30%程度だそうなのですが、今回の場合に限ってはそれではまずいと。きちんとした信頼性の高いアンケートにしていきたい、7割以上の回収率は必要だというお話をされています。更に数字的なことはお話していただけませんでしたけれども、ある程度の加入数は必要だというお話もされています。そういった中で先日、自治会連合会の総会でも各自治会長さんをお願い申し上げました。そういったことでアンケートを考えているので、協力願いたいというお話をさせていただいたところでございます。そのアンケートの実績をもとに当然NTTにもお話ししなければならないということが発生するだろうと。そういった情報をもとに改めてお話ししようということで総合通信局のほうからは言われております。更に光回線がベストとは限らないというもお話されています。ですので、要は末端まで光回線がいいのか、ある程度のところまででそこから無線を飛ばすのがいいのか、そういう選択肢もあると。そういうことを判断するためにもアンケートをきちんと実施してくださいというように言われているところでございます。現在、夏までにアンケートを実施しようと思っております。アンケートの中身についても検討の着手をしたばかりでございますけれども、いずれにしても補助事業に採択していただける道順を模索すべく、事業展開に向けて仕事をさせていただきたいと考えてい

るところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 楽しみにしていた結果がどんどん前向きに出てきたなというふうに思っていますので、町民あるいは自治会を通じてそういうアンケートをされるということで、大いにこのアンケートをきちんととれるような形でPRをして、我々も議会議員として地域に帰ったらそういうPRをしていきたいと思っていますので、ぜひそういうことで進めていただきたいと思います。

それから防災対策の避難タワー、避難艇の配備に移りますけれども、地域防災計画については近々見直す予定だということであります。当然、3月定例会ではそれにも反映されると、総合計画にも反映されるという答えはもらっていますが、千島海溝沿いの30年以内にマグニチュード8.8以上の地震が発生する確率は40%以上だと、もう本当に近い将来、そういう地震、津波災害が起きうる確率が高いわけですから、これも早急に避難タワーがいいのか、あるいは、今2番議員からも一般質問が出ていますけれども、高台というか施設、例えば高校の屋上を避難施設にするだとか、いろいろな対策を急ぐ必要があると。それと緊防債についても、たぶんそろそろ期限が切れるだろうというふうに思っていますので、その緊防債を有意義に使うために早めにその辺の計画づくりをして、要望していくということは大事だというふうに思っていますので、できれば令和2年からスタートする浜中町創生総合戦略5ヵ年ごとの前期の計画、これにぜひ盛り込んでいただければと思っていますが、その辺の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えを申し上げます。本年度の町政執行方針でも災害に強いまちづくりというのは3本の柱の一つと、最重要課題として捉えているという表れでもございます。

津波避難対策でございますけれども、防災対策室の方で今後の検討をしているところでございます。タワーがいいのか、現在、避難艇につきましても平成30年度から緊防債を活用することが可能となっております。先ほど議員おっしゃいました霧高の活用、屋上ですと津波浸水域を脱するというようなことでございますので、その屋上活用というのも検討できるのかなというふうに考えているところでございます。総合計画、基本構想、基本計画の中に防災対策、これは絶対謳われるべきものです。当然そのようにな

ろうかと考えております。今3つ申し上げましたけれども、どの事業が1番良いのか、地域によっては選択肢が変わってくるということもあろうかと思えます。そういった中でどれが良いのかというのをきちんと定めた上で答えを求めて総合計画には反映させたいなど。その作業に時間がかかるということも、現在急いでおりますけれども時間がかかる可能性もございます。方向性が見えた時点できちんとした実施計画として載せさせていただきたい。ただし、令和2年の当初に間に合うかどうかわかりません。ただ載った限りは町に責任があるので、やれるかやれないかわからなくて載せるのではなく、載った限りはやらなくてはいけないという視点で登載させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今、企画財政課長の方から実施計画に載せた以上は、町の責任においてやらなければならないという考え方が示されました。まさにそのとおりだと思いますが、これから調査、設計等いろいろ出てくると思いますが、浜中町にとって本当に最大の懸案事項だと思っています。私は、ずっとこの防災の避難タワーについて早くやってくれと、大きなマグニチュード8.8規模の地震が起きた場合、必ずや電柱の倒壊だとか液状化現象が起きるだろうと。そういう中で、車での避難というのは本当に考えられない。危険と考えていますので、できるだけ早くその調査を進めて、前期計画の中に位置づけをしていただきたいと思います。最後に町長からそのことについてあればお聞かせいただきたいと思います。これで終わります。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今の御質問でありますけれども、いずれにしても防災対策というのは本当に大変重要なことだと思っておりますし、これからしっかり総合計画に載せるという決意でいます。そういう意味からするとしっかり議論をさせてもらって、地域とも、議会とも相談させてもらって今後進めていきたいというふうに思っています。課長のほうから今までの総合計画はどうだったのかというふうに思いますけれども、ちょっと気になったのは、庁舎の関係で、前回も前々回の総合計画でも載ってはいたのですが、やっと今回できましたので、ちょっと時間がかかりましたけれども、そういうことを含めて今後防災計画については、なお一層進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 通告に沿いまして、2項目について質問させていただきます。

まず、最初の1点目であります。地区別、年代別人口ビジョンということで前回から町全体の人口ビジョンは示されておりますけれども、細かな地区別ビジョンが必要だろうと。今後、様々な施策、事業を展開していく上で、どの地区にどういう年代の人がどれだけの人口になるのだという長期的な展望を見ないと、一度施設を建設すると向こう50年、60年は施設が残り、利活用されるわけでございます。

先ほど出ていました10年単位の総合計画、これとは別に長期展望の上で事業を考えていく必要があるだろうということで、前回も地区別の年代別の人口推計を出してくださいということでお願いしてございました。なかなか忙しい中、職員では難しいのかなという思いの中で、今回また質問をさせていただきますけれども、まず、この細かな地区別の人口動態のデータが今後の町の施策を考える上で必要であるというふうに捉えているのか、大きな町の人口動態で大丈夫というふうに捉えているのか、まずその見解を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。人口ビジョンですけれども、5年前から今年度、総合戦略とあわせて人口ビジョンと後期5年間の作成をしようと予算、委託料を計上させていただいているところでございます。こちらにつきましては、国からも策定を求められているということもございまして、将来を見据える上で、町の振興をする上で総合戦略とセットで必要だというふうに捉えている訳でございますけれども、町内28自治会町内会がございまして。その中で御心配いただきましたけれども、詳細な調査をするというのは、かなり相当の時間と労力が必要になるかと考えてございます。これまでの事業もそうでした。これからもそのように考えておりますけれども、一つの事業、施策を展開するためには各地域に入って意見をいただいたり、あるいは今後の方向性を御相談させていただいたりということで、その事業が必要なのかどうかというのを見極めて事業をしてきたというふうに思っております。今後にもそのようにさせていただきたいと思っております。

本町、現在6,000人を割っております。小さい自治会町内会ですと数十人、100人は当然切っているというような状況でございます。そういった状況を考えますと、社会増減1件転居してきていただければ、どっと率や人口が増えるという形になりますし、逆に1件転出されるとどんと減るというような形で、非常に将来性が曖昧になるの

かなというふうに考えられるところもございます。28自治会町内会ある中で、ここの地域はこれだけ減っていく見込みですという数字を公に地域に示すということにもなりますので、そういったことが本当の意味で町の振興に対して良いのかどうか、住民感情も考えた上で、そういうことを考えれば、今後こういうふうになるだろうと総合的な人口動態というのは押さえておく必要はあると思いますけれども、そういった総合的なことを考えるとピンポイントでのビジョンというのは、どうなのかなと考えているところもございます。ただし、箱物ですとか道路整備をすとか、そういった事業をやる場合については、その地域で本当にその事業が必要なのか、そういうところは、その地域の皆さんに直接お話しして、今後家族構成はどうなりそうですかと、その地域ごとに御相談をさせていただいて事業を展開させていただきたいと考えているところもございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） ちょっと、かみ合っていないですね。前回、私、同じような質問をした時に企画財政課長は、時間はかかるかもしれないけれども、職員の手でつくりたいという答弁をされております。今私がこれは必要ではないですかということで伺っているのは、前回も質問していますけれども、例えば学校の適正配置ということ考えた中で、1回学校をつくると、さっきも言ったように50年、60年という期間を使う形になりますということです。だから10年後に世帯がどういう人数になるのか。どこの地区にそういうふうになるのか、要はそういう具体的なことです。もっと小さなことを言うと自治会町内会、これも今の形がいつまでも続くかどうか。あるいは、どこかの町内会と合併という話になるかもしれない、そうなってくると、今個別に持っておられる公の集会施設。これの改修事業等についても、やはり長期展望で考えていかなくてはいけない話になるのだと思うのです。その上で必要ではないのですかということで私は尋ねておりますので、住民感情がどう、そういう問題ではないと思うのですよね。その点で必要ではないというふうに考えているのであれば、そのように答弁いただきたいし、必要だと考えるのであれば、職員でつくるには大変な労力だろうということで、私は今回この浜中町全体の人口ビジョンを5年目で見直す中において、こういう事業、業務を委託してはどうですかということで質問書を出させていただいておりますので、その旨でお答えいただければと思います。必要ないと考えるのであれば、そのようにはっきりお答えください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 大変申し訳ございません。私の意としていることが伝わらなかったのかなというような気もしますけれども、今回の人口ビジョン、5年だと思っております。確かに一つ箱物をつくと50年使うというのは当然そのようになろうかと思えますし、公の集会施設も経年しております。今後建て替えするとか、補修するというのは当然目の前にぶら下がっているというところがございます。そういった中で公共施設の総合管理計画というのも策定しているところがございます。必要なか、必要ないのかと言ったら必要なのかもしれません。ですが、つくれないと思っています。事業をやるためには必要なのではないですかというお話をいただきました。その通りだと思います。ですから、その事業が必要だと考えられる場合については、その地域に入って、こういう施設が必要なかどうか、今後どうかということその施設の整備、ピンポイントに的を当てて、地域に入って相談させていただきたいというつもりで御答弁申し上げたところでございます。公の集会施設の統合もあり得るのではないかというようなお話をされましたけれども、場合によっては、将来的にはそういうことも必要になるということも考えられるとは思います。ここ最近、急激に学校も統合されて、小学校、中学校、非常に学校数が減ってしまいました。ですけれども、昭和の後半から平成のひと桁、集中的に学校整備されたんですけれども、その時には議会も、我々町のほうも、地域の住民の方もこんなに急激に人口が減ると思っていなかったと思うのですけれども、そういった中で学校がなくなってしまったということもございます。これは一つの教訓として捉えなければいけないと思っておりますので、事業展開する場合には慎重になることも必要だと思いますし、地域と相談させていただくたくということも絶対必要だと思っております。そういったことは必要だとは思いますが、今回の人口ビジョン、町総体的な人口ビジョンは策定させていただきたいと考えておりますけれども、ピンポイント、各地域ごとというのは策定は厳しいというふうには捉えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 要するにつくらないというふうには捉えます。ただ、今、奇しくもおっしゃった前回学校の閉校に絡んで、新校舎がどんどん閉校になってしまったという、それを反省してというような趣旨のこともございました。それを踏まえるのであれば、なおのこと必要なだろうと私は思うのですよ。前回一般質問させていただきました

たけれども、現在の霧多布中学校、10年後までは私でも今の保育所の年長さん、年中さん、年少さんの数から追えば前回示したように30数人という数になるということは計算できるのです。でもその先の展望がなければ、そういう事業ということはやはり計画できないであろうと思うし、ましてや10年ごとの総合計画をつくる上でも、今年度ではない次期第7期の総合計画をつくる上でも必要なのではないかというふうに思うのですけれども、必要ないという答弁でしたので、これ以上は伺いません。

もう1点。先ほど1番議員の質問の中でもございました。私は前回、まちづくり総合計画に関わって、各分科会、委員会で様々な御意見、提言があるだろうから内容等を議会に示して下さいという旨もお願いしてございます。たぶん、先ほどおっしゃったまちづくり委員会から出された提言書が代わるものかというふうに理解するのですけれども、それでよろしいのかどうか。先ほど必要であれば紙媒体でという話でしたけれども、私はぜひ紙媒体で示していただきたいと思っておりますけれども、その点答弁いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の点についてお答え申し上げます。まず、紙媒体でということでございますけれども、これは増刷するだけで、すぐ御用意できますので、お配りできるということで捉えていただきたいと思います。

それと、つくる必要がないのかどうかというところで再度なんですけれども、現在生まれている方というのは当然数字が分かりますので、その推計は容易にできると思えます。総合戦略を策定する、総合計画を策定する、何のために策定するのか。浜中町が今後も持続するために策定したいと考えているところでございます。人口がこれ以上減らないためにはどうしたらいいのか。これから生まれるか生まれないかというのは誰もわからない話です。ですけれども、希望として1人でも多く生まれてほしい。1件でも多くの家族が外から転入してきてほしい。そういうことで施策を展開していきたいと思っておりますので、そういったところで努力させていただきたいと。そういう事業展開で努力させていただきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 何というか、私の質問の仕方が悪いのかどうか、感情論のような感じになりますので、もうこれ以上これについては質問いたしません。

2点目は、防災計画についてお尋ねしたいと思います。前回の議会後の議会だよりを

ご覧になられた方から私に、津波避難対策というのは中学校、高校だけでいいのかという質問がなされました。現在の計画は、道道別海厚岸線を通って浜中まで逃げるという計画でございます。前回、基本調査が出されておりました、この地区、要は新川、暮帰別地区については、避難タワー3基を設置した場合には、所定の時間内に避難は可能というような調査結果だったかと思っています。なおかつ、一部結果の中に榊町地区の浸水予想時間に誤りがございましたということで、現状のままでも所要時間内に避難は可能という答弁だったかというふうに思っております。ただ前回、主要道道にかかっている橋の耐震強度は大丈夫かという質問に対しましては、これは緊急輸送道路となっている関係で、しっかりと耐震対策がとられていると。なおかつ今建設が進められている新庁舎に続く新たな霧多布地区の避難道、これも完成することは、もう間違いございません。それを見た時に、やはり最も近い高台、要するに湯沸山へ逃げるのが1番ベストであろう、そういう考えのもとで私にも問いかけがございました。残念ながら私は、その方に対しまして、津波防災に関しましては、私、議会に入りましてから度々質問をさせていただきましてけれども、最終的な答弁は、地域住民と協議して、あるいは地域住民から要望があれば、そういうお答えで終わってしまうので、私はこれ以上津波防災に関する一般質問はやめようと考えておりますというお答えをいたしました。ただ、そのあと私もいろいろ考えました。3. 1 1も私は初めてこの議会という場に入って以来、この必要性を感じた中で、数度となく津波対策については質問させていただきました。その上で、あれから8年経った中、我が町の避難計画というのは正直、遅々として進んでいないのだろうなど。避難したあとの避難所運営なり、備蓄品なり、非常用発電機なり、要は避難した後の対策というのは、もったいないことに緊防債を使いながら、こういう計画が進められてきたこととは思っておりますけど、肝心の避難すること、命を守ることに関しては、やはり安心安全な計画にはなっていないという思いがございますので、いま一度このことについて質問させていただきたいと思っております。

まず1点目、現在この地域防災計画とは別に、津波に特化した避難計画を策定中であるというお答えがございました。この津波防災計画の公表できる時期というのはいつ頃というふうに考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。津波避難計画でございますけれども、これは町の防災対策の基本となります浜中町地域防災計画に基づきまして、津波避難に

特化した計画ということで、町全体の計画につきましては平成27年の3月、各自治会町内会ごとの地域計画が平成27年9月に策定済みでございます。現在、議員おっしゃいますとおり、地域防災計画につきましては見直しを着手しているということで、今年3月に開催されました浜中町防災会議においても防災計画の見直しの概要を示して、今年度中に改定を予定しているところでございます。それを受けて、津波避難計画につきましては、地域防災計画の改定後に見直しの作業に入るということでございますけれども、議員おっしゃいますとおり湯沸高台の避難道路、これが再来年には運用になるということでございますので、当然それを見通した見直しになるというふうに考えてございます。見直しの時期につきましては、令和2年度中の見直しということを予定しております。見直し後、直ちに公表するということを考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 浜中町の地域防災計画が出来た後に津波に特化した防災計画を来年度早急につくりたいというお話でございました。要は、計画策定にあたっては、こういう場で自分の考えで私がしゃべるのも勿論どうなのかと思うのですが、まず地域ですよね。地域住民。要は、当事者となられる町民の方々。この方々の意見、思いというのが最も大事なのだらうと思います。それで当然この計画をつくるにあたっては、地区別に個々に懇談会なり、意見交換会なりを開いて実施していくものと思います。今現在、それがなされているのかいないのかはわかりませんが、もし何度でもやっているのであればその実績、その時の住民の参加率、そういうものを示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。前回、平成27年策定した津波避難計画につきましては、当時、東日本大震災後に町が行った津波避難に対するアンケート調査結果です。あるいは翌年、道が作成いたしました津波避難計画策定指針を参考として、平成26年12月から翌年8月にかけて、海岸地域17自治会町内会との議論を重ねて策定したということで、当時、地区別懇談会という形で計32回開催して、人数的には218名の町民の方に御参加をいただいたという実績はございます。それで今回新たに津波避難計画の見直しを行うということについては、まず現計画の検証を行うということ。それと、この間新たな知見、状況の変化等ございますので、それに応じて最善の避難方法を検討するということでございます。当然地域の皆さんとも懇談会な

り、意見交換の場を設けて、十分協議をしていきたいということで、現在のところはまだそういう場を持ってございませんけれども、今後そういう場をつくるように進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 今後この計画をつくるにあたって、自治会町内会に入っていった住民と協議したいという答弁だったかと思います。ただ、これは今年度実施されるかどうか、いまだに明確にはなっていませんけれども、去年が本来の地区別懇談会の時期だったのですけれども、昨年度はこれを見送ったと。そういう地区別懇談会の場で、防災計画策定についての懇談をされるというお考えなのか、それとも別に町民の方々に御案内をして、津波避難対策について特化した御意見をいただきたいという形で行うのかの確認です。正直、茶内地区もそうですけれども、この地区別懇談会というものの参加率というのは決して高くない状況の中で防災計画も話し合われたのであれば、少々不安がありますので確認をさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。この津波避難計画の関係についても、地域に入って意見聴取をするという部分につきましては、やはりこの防災対策につきましては、非常に課題がいろいろあると。避難もそうですし、様々な部分の課題が多いということで、やはり今私ども考えているのはこの避難の部分、あるいは防災対策、この分野に関して特化したお話をしていきたいということでございますので、現状、まちづくり懇談会なり、地区別懇談会、こちらの町で行う地域に入っただけの懇談会とは別に、防災に特化した話し合いをしていきたいと。前回はそうですけれども防災として地域に入って、防災で議論をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） たった3人しかいない防災対策室、それでなくても他の業務も舞い込んで、大変忙しいのかなと思います。特に今回つくっていただきました空き家対策については、総務課で棚上げされていた案件が防災対策室長含めた3名で、本当に頑張って成案にさせていただいたというふうに感謝しております。同時に、そういうノウハウ、要は防災対策室のノウハウを生かしてぜひこの町民と綿密な話し合いを重ねて確かな計画づくりを進めていただきたいと考えております。それで私が考えるのは、先ほど来、防潮堤等の話もございましたけれども、L1津波ではなく、あくまでもこの防災計

画の見直しが迫られたのは間違いなく3.11であって、その後の北海道の浸水予測図、シミュレーション等があつて、L1津波、L2津波に特化した形でこの計画がつくられるんだらうというふうに考えております。防災は逃げること。要は、津波対策というのは、まず逃げることなのだという教訓を皆さん共通認識だと思います。それにはより高く、より早くということが避難の大前提だと思うのですけれども、これから各地区に入られて色々協議される前提として、こういう前提のもとに話し合いがされるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。先ほどからの津波避難計画の見直しについてはこれからということで、津波避難の原則については、第1には絶対に地面の上で津波と遭遇してはならないということでございます。一般的には、平地で距離を稼ぐ避難または遠くの場所への避難は、近くで高さを目指す避難よりはるかに時間がかかり、しかも通行できない可能性があるなど、不確実性が高いと考えられているというところでございます。このことから津波避難の基本は高さが優先で、できるだけ短時間に短い距離で避難を完了させるということが重要であるということでもありますので、その点については計画の見直しの検討課題にならうかというふうに思っております。

もう1つ、避難は一つではない。その状況で最善を尽くすということでございます。これは、短時間で高いところに避難できれば、それは避難完璧だということではございませんけれども、実際の災害の場合、何が起こるかかわからないと。想定外のことが起こるということでございますので、避難に対しまして、指定避難場所の避難に必ずしも固執しない避難も必要だということでございます。例えば津波から逃げ遅れた場合、あるいは逃げ切れないと判断した場合、少しでも高い建物の中に入るなどの行動も必要だというふうに考えてございます。このことについても、どのように計画に反映させたら良いか課題であるというふうに考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 先の議会で質問をいたしました霧多布高校、中学校の避難対策についての答弁の中で、霧多布高校の屋上への避難も検討中であるという答弁をいただきました。これにつきましては私、平成25年の12月の議会で高校屋上への避難ということは考えられないのですかということで質問しております。その時の答弁では、校舎は耐震強度が満たされているが、押し寄せる津波に対しての強度計算というものがな

いので、現時点では難しいというお答えでした。その中で今後新たな基準、計算方法ができれば検討したいという旨の答弁がされております。

先の議会で現室長の方から高校への屋上への避難も考えているという答弁がございましたけれども、波力に対する校舎の強度というものは、どのような形で担保がされて、避難しても大丈夫だという根拠があったのかなと思うのですが、まずその説明をいただきたいのと、もう1点、前回質問の仕方が悪くてなかなか時間をうまく使えない中で、時間切れになってしまいました。それで中学校・高校の避難先を湯沸山へ変更する考えはという質問をさせていただきましたけれども、これの答弁というのはいただいておりません。要は、複数案を提示する中でこの高校屋上への避難も考えているという答弁で終わってしまいましたので、新たな避難道ができた時には湯沸山というものは目指すべき選択肢になるのかならないのか、考えているのかいないのか、答弁いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず霧多布高校の関係でございますけれども、こちらの校舎に対する波力に対する強度計算ということは、現在のところ実施されていないということでございますので、この校舎が津波避難ビル等の構造上の要件に合致するかどうかという部分については、計算されていませんので不明であるということでございます。

次に、この基準につきましては、平成25年に津波対策基本法というものが改正されて、その中に市町村による指定緊急避難場所の指定制度が実施されたと。この指定緊急避難場所の指定、これにあたって基準の中に構造条件というものが設定されているということで、これによりますと異常な現象に対して安全な構造であることということで、参考となる基準の例といたしましては、津波防災地域づくりに関する法律の国土交通省令で定める技術的基準に合致するものということでございまして、これは津波の過重の設定を行うということで、海岸線からその建物までの距離、あるいは防潮堤があるかないか、要するに建物の周辺の状況の違いによりまして、静水圧の1.5倍から3倍の圧力に耐えられる基準が設けられているということ、その他浮力による転倒、洗堀への設計上の配慮、漂流物の衝突などについても要件としているということでございます。そのような部分の基準がなされてございまして、霧多布高校については、現在ところ実施されていないということでございますけれども、一般的には、鉄筋コンクリートづくり、

それも新しい耐震基準であるという部分では合致する可能性が高いのではなかろうかというふうに考えておりますけれども、計算はされていないというところでございます。

もう一つの霧多布中学校、霧多布高校の避難先、現在議員おっしゃいますとおり浜中方面への避難ということになってございます。先ほど申し上げましたとおり、複数の避難の案があっても良いのかなというふうに思っていますし、現在、湯沸高台避難道路が今後建設されるということでもありますので、高校、中学校の避難先また霧多布方面の避難の部分も十分検討する項目になるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですがけれども、この際暫時休憩します。

(休憩 午後 12時 2分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） では、続けさせてもらいます。現在建設が進められております新庁舎を湯沸山に建てる最大の目的は沿岸地域住民の命を守ることです。また、新川、暮帰別地区を含め霧多布地区であり、今後も人口の密集地であるという答弁もされております。先日、私、霧多布高校から湯沸山及び榊町の高台まで車で走ってみました。霧多布高校から湯沸山を上りきった交差点まで約3キロ。同様に高校から榊町の坂を上って風車の近辺までで約6キロございました。距離的なことだけを考えますと、半分。時間的なことはたぶん交通シミュレーション等を実施しないと出てこないこととは思っておりますけれども、例えば茶内からニコットに日用品を買いに来た時、仮に経験したことのないような揺れに襲われた場合、どこに避難指定されていようが、私は湯沸山を目指すと自分なりに考えております。自分だけなのか、ほかにもそう思う方はいらっしゃるだろうと考えます。新たにできる湯沸山への避難道を最大限有効に活用するという観点からも、学校だけではなく、新川東、暮帰別地区の避難先を湯沸山という選択肢を考えた上で交通シミュレーション等を実施し、その結果、万が一、交通量が多過ぎるといような事になるのであれば、申し訳ないけれども霧多布地区の方には極力徒歩での

避難を呼びかけ、協力いただいて、より確かに避難できる計画づくりが必要だろうと自分なりに思います。その上で、先ほど高校、中学校に関しては今後湯沸山等も当然検討材料に入るといってお答えでありましたけれども、交通シミュレーション等を実施した上で課題や問題点などを洗い出し、前段に申し上げたとおり、より近い、より高い場所、これを原則に津波避難計画というものを考えるべきではないかと思っておりますので、答弁いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。現在の津波避難計画では、議員おっしゃいますとおり、新川東、暮帰別地区につきましては、浜中方面に避難ということになっております。これは現在のところ、まず湯沸山の避難道路が2本しかないということ、また霧多布大橋、潮見橋と橋梁が通行できない場合も想定されるとの地域の意見も伺いながら作成したものでございます。湯沸高台への新たな避難道路が完成いたしますと避難道路が3本になることから、霧多布市街の避難の形態が大きく変わるということも予想されますので、より効果的な避難経路として、新川東、暮帰別地区の湯沸山への避難、これは検討課題であると考えてございます。

交通シミュレーションについても実施は必要であると考えておりますが、一方で、現在町といたしましては、榊町までの道道の複線化を北海道のほうに要望しているという状況もございます。また先ほど来から避難の基本は一つでないという考えもございまして、車での避難の欠点であります渋滞による逃げ遅れ、道路が通行できない場合の対応もございまして、全てが湯沸山に変更という訳にはいかないと思っておりますけれども、この避難路の変更については、様々な要因を検討しながら、先ほど言いました道道の複線化の要望の推移も見て判断していきたいと考えてございます。

また先ほど霧多布市街の徒歩避難というような部分がございましたが、実は平成24年度に北海道がMGロードの複線化にかかって交通シミュレーションをつくっております。その時に参考として霧多布市街の避難のシミュレーションを行ってございます。この時の資料を見ますと、実は霧多布市街、当時人口が1,300人程いたということで、その1,300人全てが車で避難するということで車台数が871台と想定してゆーゆーに避難させた場合、津波到達想定時間は24分でありますけれども、この24分以内で避難できたのが63%ということで、恐らく当時霧多布市街で相当な渋滞が発生して、63%ということは3分の2しか時間内で避難できないというような結果も出

ていたということもありまして、新川東、暮帰別地区は浜中方面になったのではなかろうかと推測されるところでございます。いずれにしても、当時とは人口も車の台数も変わってきている、状況が変わってきているということで、改めてシミュレーションを実施して検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 室長がおっしゃるとおり複数案、複数の避難体制を考えておくべきだというのは当然でありましょうし、私もそう思います。ただ、この本線となる、基本となる避難計画をまずつくって、その上で想定されないことが起こった場合、そのためにどうしようかということでの複数案というのは、私は賛成しますし、もちろん必要であろうと思います。まず前段の本線となる、基本となる避難先を含めた避難方法等をつくった上で次の案というふうになってくるのかと思います。避難艇というものも前回の同僚議員からの一般質問では緊防債の対象になっていないというお答えの中で、今回それも対象になったというようなお話もございました。それも含めてになるのでしょうかけれども、ただ、やはり避難艇というものを考えた場合、例えば高齢の方、小さな乳幼児を抱えたお母さん方がその避難艇で一昼夜過ごさなければならぬというような事態というのは極力あるべきではないだろうし、そうならないための計画づくりというのが第一だと思うのですよ。その上で必要なシミュレーション、あるいは課題等を洗い出して協議した上で本線となる避難計画を急いでつくるべきだろうと思います。その上で道道の複線化、MGロードが今年丁字路改修となって、その後は寿磯橋までの複線というふうになるのだらうと思うのですけれど、正直、今の道の財政状況あるいは国の緊防債の今後の行方等を考えますと、別海厚岸線が複線化できるというのは相当将来的な話なのだろうというふうに思う中で、それを目指していたのでは、たぶん防災計画というのは成り立たないのではないかという思いもございます。その上で地域住民とももちろん話し合いながら、現実的に避難のための安心できる計画、これをまずやはり町民と協議してつくって形にすることが第一の仕事だろうと思うのですけれど、改めてその意味で複数案の話は別にして、考えを伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。避難の関係でございますけれども、現在地域防災計画をつくって、そのあと避難計画を作成するという状況になりますけれども、やはり避難に関しましては、私、複数と言いましたけれども、まず基本となる部

分、ベストの避難の仕方、これは一つであるべきだというふうに思っております。当然そのベストであるべきものを目指して計画はつくと。確かにそうです。その上において、ベストであってもやはり地震津波ですから、想定されないことが起きるという部分に関しまして避難艇なり避難タワー、あるいは避難道の変更、こういう部分を絡めていって計画はあるべきものだなと考えてございます。

それでこの避難の関係につきましては、先般、今年の2月でございますけれども、室蘭工業大学大学院の教授であります有村先生に浜中までお越しいただいて、実際現地を見て、避難の関係についていろいろとアドバイスを受けております。その中では、やはり先ほど来お話をしていますけれども、まずは垂直避難。この部分のことは十分検討が必要であると言われております。また、避難タワーあるいは津波避難艇、この関係については、維持管理も含めて避難者1人当たりに必要なトータルコストを検討しながら、検討していった方が良くはないかということ、あるいは霧多布高校についても屋上の有効利用など、すぐという訳にはいかなくても中期的に、あるいは先生からは湿原の景観を展望する盛り土の造成、要は避難高台の造成なども長期的に見て検討してみたらどうかというようなアドバイス等もいただいておりますので、避難に際してまずはベストな方法は何か、そしてそれを基本としながら第2の方法、次の方法も検討していくということでございますので御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） ぜひそういう方向でしっかり住民とも話し合いながら進めていただきたいと思います。

それで前回避難するにあたって、トンネルも含めてですけれども橋についての強度をお尋ねしました。先程も言いましたように、主要輸送、緊急輸送路である別海厚岸線及び霧多布岬線についてはしっかりと耐震診断もされて、なおかつ段差解消策も施され、想定する震度6強地震には耐え得る橋であるというふうに道の方から回答があったという中で、MGロードの延長にある寿磯橋及びその先にある六番沢橋、これの強度はということで伺ったところ、30年度に道の方でこの2つの橋について耐震評価をして、その上で課題があるようであれば対策を考えていくという答弁がございました。まず耐震調査の実施状況を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。道道琵琶瀬茶内停車場線の寿磯橋、

六番沢橋と2つの橋がございますけれども、建設年度が昭和60年度と61年度ということで、双方とも30年以上経過しているということと、平成7年の阪神淡路大震災前の古い設計基準による橋梁ということで、北海道では橋梁点検を実施しているということとがございますので、北海道に確認したところ、この橋梁点検については長寿命化のための橋梁点検ということとございまして、実は耐震に関する点検は行っていないというような回答がございました。その中で、六番沢橋については全長が14メートルということで非常に短い橋だということ、橋桁の長さに対して橋脚との支えの部分が大きいということから橋が落ちる恐れが少ないため、基本的には耐震構造が不要の橋とされているということとございました。また寿磯橋については橋梁点検のみで、緊急輸送道路ではないということで、先ほど言いましたとおり耐震の検証はされていないということとでございますけれども、最低限の地震対策として橋の段差解消のための踏掛版の設置を行っているというところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） そうですね。MGロードにつきましては、道のほうも浜中町の避難の現状を鑑みて丁字路改修を行って、その後に変則的な複線化になるんですけども、極力車両通行のスムーズ化に向けて取り組むという、そこまでは道の方針で示されているのですが、いまいち納得できないのが、道路を複線化にして渋滞解消しましたよ、ただその先にある橋、何回も言いますけれども、この別海厚岸線、霧多布岬線については、橋は大丈夫なのだという通常、想定している震度6強、7くらいの地震については十分耐え得るのだというものがある、それがあるからそこを避難道として活用して避難計画を立てるとのことだと思っておりますよ。この観点からいくとこのMGロードに対してはその担保がない中で、果たしてこの避難計画というのは計画として成り立ちますか。どう考えますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。これは北海道が実施している道路でございますので、北海道は北海道なりのいろいろな考えはあるというふうに思います。その上で、確かに緊急輸送道路になっていないと。緊急輸送道路になっているところは最優先に耐震化を図っているという実情でございます。北海道にお聞きした話では、その緊急輸送道路が全道に相当数あって、橋も相当数あるということで、まずそれらの改修、耐震化、落橋防止に力を入れているというお話でした。

もう一つ、長寿命化の関係、それ以外の部分ですね。長寿命化の関係の点検も行って、これも北海道にいくつ橋があるかわかりませんが、たくさんある橋を長寿命化で、やはり問題なる橋については改修を計っている最中だというようなことから、そのままということではありませんけれども、全体の中で必要な部分、緊急性含めてその部分の解消を図っていくということでございますので、現状、寿磯橋については耐震化の措置はされていないということでございますけれども、これは将来的にもやらないということではなくて、やはり必要性については町としても北海道のほうに早急にやってもらえるように働きかけていきたいと考えてもございまして、耐震化がされていないから全くだめなのだということではなくて、現状の中でまずはMGロードの複線化、その後できれば橋の改修なり、橋の複線化もできれば最高だと思うのですけれども、そういう部分を働きかけていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 多分最後の質問になると思うのですが、前回丸山散布地区の避難道計画、いろいろな案が示されては消え、示されては消えの中で、予算的にもいけるだろうというような山の中腹、要は、浸水域を脱する高さまでの道路整備を計画しますという説明がございました。その現在の進捗状況を伺いますのと、今後いろいろな対策をしていく上での財源というものは絶対欠かせないものになってきます。それで、この緊急防災減災事業債という今の国の制度、これの継続は当然今後されていくべきであろうし、機会あるごとにそういう要望を出していくということも必要であろうと。なおかつ橋に戻りますけれども、全道いくつあるかわからないと言いますが、そのうちの場合の特異性ですね。その橋がなければ避難できないというその特異性、それがだめだとなった場合には、もう1基いっくらかかろうが、数億かかろうが避難タワーの整備を真剣に考えていかなくてはならないという中で、財源対策として緊防債の延長を再度いろいろな方面から働きかけていくべきかと思うのですが、最後に答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず丸山散布の避難道の関係でございます。これにつきましては、糸魚沢林道までの避難道を検討していたということでございますけれども、調査の結果、事業費が高いだとか浸水域を脱する距離が長い、盛り土の確保が困難だということで、再度、昨年避難ルートの再検討を地域と行ってござい

ます。その中で地域の中では、やはり火散布の最大の水深、最大の水位であります27メートルを下回らないということ、短距離で浸水域を脱する、車避難であるということなどの条件で再検討を行ったと。具体的には、湖沼公園から湖沼公園隣の高台に避難するルートを現在検討中だということでございます。それでアドバイザーの有村先生からもアドバイスをいただいております、避難道の方向性としては良いのではないかとということ。ただし渋滞発生対策として、避難道とは別に徒歩の避難用の階段整備、これが必要であるというような指摘を受けております。

また、昨年12月に地元自治会の協力を得まして、昼間の人口、夜間の人口、自動車の保有台数、免許の所有者数の調査を実施してございます。それによりますと、避難人数につきましては、夜間が207人に対して昼間が150人程度に減少するということが。車両台数は、総車両で177台。自動車の保有者数が134人でありますので、避難する台数としては最大134台であろうかと考えてございます。現在この避難場所、避難道路を想定しているところは道有林であって、防霧保安林になっているということでもありますので、道の林務担当の間との事前協議に現在入らせていただいているということでございます。

また、地域に対しましてもこの湖沼公園の隣の高台に避難するルートについて、地域として合意形成を図るための協議にも入らせていただいております、様々その他にもいろいろ課題がありますけれども、その課題の整理が整い次第、現地の測量等調査に入っていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 時間ですので端的に願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 緊防債の関係で御答弁申し上げます。現在、来年度まで制度が延びております。前回の時もそうでしたけれども、釧路町村会を經由して北海道の町村会政策懇談会の中に要望を出しております。同様に延長していただけるように町としては事あるごとに要望は出していきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 通告に従いまして質問いたします。大きな題は「人口減に歯止めをかける施策について」ということで3点にわたって質問したいと思います。

私この間やはり知らない間に人口減がどんどん進んでいって驚くことばかりでした。それに対して何とか人が集まってくるようなことはないのかと思って、土曜日に町民参

加の昼市を開いてはどうかとか、あるいは芸術のまちに、文化のまちにしてはどうかなど大きな問題について提案しながら質問してきましたが、今のところ誰も「この指とまれ」にとまってくれないので、まだ捨ててはいないのですが、そういうことを願っています。

今日は、ここに住んでいる人たちが自分はここにずっと住みたいのだという立場から要望してきていることについて、そういう方々の願いを代弁するという形で質問したいと思いますので、御答弁の方よろしく願いいたします。

1点目は、1世帯9人以上の大家族に支援の手を差し伸べてはどうかということです。生活には困らないが、お風呂に入り始めるのが夕方4時に赤ん坊から入れて、最後にお風呂が終わるのが夜8時頃全部入るといった状況が毎日のように繰り返されています。食事でも9人分準備するのですけれど、いすのテーブルで6人、5人、そんな感じで第1部、第2部のような形で朝も、昼も、夜もそういう形で食事をしているという中で、もう少しで60歳になるというお父さんが次のようなことを言い始めました。ここは9人家族なのですけれども、爺ちゃん、婆ちゃん、父さん、母さん、若い者夫婦、それから若い者夫婦に3歳と1歳になったばかりの子供が2人おりまして、父さんの妹が1人おりまして9人家族です。ど真ん中で一家を仕切っている父さんが「先生、毎日の暮らしで参ったわ」と。「家族がこんなに多いとこんなに大変なものだとは思わなかった」と。だから町か国から大家族で毎日毎日頑張っている家庭に対して何か支援というものがあってほしいという声なんですよ。私は即様「それは良いことだから、議会で質問するから」と言って今立っております。

このことについて町長はどんなふうに考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） その一つの大家族のことで、大変だなというふうには思っているところです。今感想としてはそれだけです。大変だなと、それしか言いようがないというか、そういうことだと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） いやあ、もう良い答えだと思います。なかなか大変だなと思うけれども、理解を示すということは難しいことだと思います。私はその父さんが言ったことについて「それは良いことだ、やってあげましょう」と言ったかもしれません。自分の人生で言ったら、それと全く同じことが2つありまして、長男が1人生まれて、2

歳の時に次男、三男、四男が一緒に生まれてきて、4人の子供が保育所に行くことになりました。私たち夫婦は教員だったので、収入のレベルが最高レベルまでいってしまし保育料が1人7万円でした。4人行くと、4人掛ける7万円で28万円の請求がきました。妻は何も言わないのですが、「払わないのか」と言ったら「払えない」ということで、それで結婚ラッシュなんかもあって、教員仲間みんなに集まってもらって、こういう状態だということで園長に話を聞いてもらおうと懇談会をやりました。その結果、大変だねと。それで第2子以降は半額の3万5,000円にします。それでどうだと言われたら、妻は「それなら助かる」と。「それなら払っていきます」と。それは小さい時で済んだのですが、子供たちが大きくなって大学に行くようになりました。私は「お前たち、安い大学しか行かせられないからな」と。要するに1番安いのは国立大学だったので、国立でも3人が大学に入る頃には40万円を超えて50万円、授業料が50万円になりました。長男坊は40数万円の時代でしたので、でも200万円のお金がかかります。その時に私は日本育英会に手紙を出しました。4人とも奨学資金を申し込んだけど全て断られました。1人でも良いから何とか支援してほしいという手紙を書いたら、法律で決まっているので今の法律では1人であっても奨学金を出すことはできませんと断られました。途方に暮れましたけれども、何とか浪人するやつは宅浪と言って自分の家でずっと浪人したり、アルバイトをして受験するのだというやつも出てきて何とか乗り切りました。総額で6,000万円くらい掛かりました。そういう時に、なんて冷たい国なのだろうなど。ぎりぎりでまじめに仕事をして子育てしようとしている時に何も出してくれない。何かあったらいいなとそんなふうに思いました。実際に私は進むか戻るか大変な苦勞をしましたが、妻も辞めずに教師をやり続けることができましたが、それでそういう人の立場に立ったら、具体的に町として、国として何を支援したらいいのだろうかということを町として考えてほしいと思います。私の考えは、1家族9人の家庭に毎月10キロ入りの道産米を1袋ずつ、毎月1袋ずつ。消費税込みで計算したら1袋4,000円になります。これを12ヵ月毎月配るとするのはどうかとそんな考えを持っています。それでちょっとその考えについてもお聞きしたいのですが、9人家族というのは浜中町にどのくらいおられますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） お答えいたします。この5月末現在での本町における9人以上の世帯数でございますけれども、合計で11世帯という数になっております。以

上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私は10世帯くらいかと思って予想してきたのですが、10世帯であれば4,000円掛ける12ヵ月で4万8,000円。それで48万円かなと思ったのですが、それに1家族増えるくらいなんです。その程度のものを家庭に毎月、月初めの一泊に1袋町から、店は回っても結構ですけど、届けたらどんなに励みになることだろうと私は思いましたがどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 大家族の困りごとということなのですから、一般的に議員おっしゃるように、家族が多いことによって家事負担や子育ての負担が増えるということになります。それに対する支援ということだと、浜中町においては若い世代の子育ての支援の充実ということで取り組んでおります。子供の支援事業といたしましては、医療費の高校生世代までの無料化、妊娠期から母子保健事業、保育料の負担の軽減などを実施しております。また高齢者世帯の高齢支援としても、敬老バス等の利用助成、インフルエンザ予防接種などの支援を行っておりまして、現在、若い世代が魅力と希望を抱きながら本町で働き住み続けられるよう、結婚、出産、育児の支援を続け、子育てしやすい環境づくりの施策の展開を図っているところであります。個別の支援については、浜中町の独自の施策を展開しながら、支援を図っていきたくと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） こういう制度は、日本全国の小さな町が言い出して、それが大きくなって乳幼児の医療費の無料化もどんどん広がっていったのですよ。初めは小さな町の何の気ない質問から乳幼児の医療費を小学校6年生まで無料にしようというそういう取り組みができました。こういう大きな所帯の家になんかしようじゃないかという発想は、一次産業の町でなければ出てこない支援策だと私は思うのです。浜中町は3世代家族に表彰していますよね。これはやはり素晴らしいことだと思いますし、人口がどんどん減らないで増えてきた過程の中では、3世代が一緒にいて、大家族であまり溢れたら分家になってつくってきたというのが漁業者であり、酪農家であると思います。だから私は大家族が今11世帯いるという中で、こんな発想で毎月米1袋ずつ浜中町がやるなんていう発想は、今どこを探してもないかなと思うものをやってみるのは「浜中

町すごいじゃないか、話がわかるな」と。人口がどんどん減っている中で、こういう提案というのは雰囲気盛り上げるといふか町民を励ますものだと私は思うのです。これについては、町長も賛成してくれるが、財政的にどうかという問題だと思います。

次の質問は、8人家族、7人家族の人から自分たちはどうなのだという質問は必ず出てくると思うのですよ。それで8人家族、7人家族は、それぞれ何件ずつありますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） お答えいたします。先ほどと同様、5月末現在でございますけれども、1世帯7人の御家庭につきましては37世帯、1世帯当たり8人の家族につきましては11世帯となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 町がどう考えるかは別にして、私の考える大家族というのは大体6人くらいまでが小家族かなと思うのですが、7人になったらちょっと多いかなと思うのですよね。8人もそうだと思います。それで、11世帯とか37世帯がありますので、毎月配る家と偶数月のみ配る家とか、私は奇数月に配ってほしいと思っています。偶数月は年金が入る月なので、何も入ってこない奇数月にお米が配られると大変喜ぶかなと思うのですが。私はこういう制度をやってはどうかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お話ですけれども、まず1つ目として、議員が子育てしていたときの実情というのは、すごい事をやっていたのだなと思いました。議員の実情としては、確かにその時代の支援はなかったと思うのですよ。今、うちでやっている支援を含めるとすれば、昨年3世代同居の表彰に私行っていました。同居ですからね。同じ1軒の家に3世代がいるという話ですから、そこに行ってきましたけれど、大きくて立派な家でした。そして全員が集まってきて、全員で写真を撮ってきました。その時は3世代表彰と言ったら、けっこう高齢な方がいるのです。1番上の人から欠けてくるというのが今まであったのです。今回行く時に自信を持って行ったのですけれども、変な話ですが、3世代1番上が私と同じ年代だったのです。これなら当分いいなと思って行ったのですが、そこに行ってみると感じたのは、その家は若く結婚してきたのです。だからそういうことになったと思います。1番最後のお子さんは、男性で19歳でした。女性は20歳で結婚して出産もするというので、今浜中町でいう支援の部分でいったら、結婚、出産含

めてもらえるということになりますから、その家では大変喜んでいました。だから、今実際に子育て支援を含めて、老人福祉も含めて、いろんな形で支援されていると思います。以前とは比べものにならないくらい支援されていると思っております。そういう中で今の加藤議員の発言ですけれども、それは、そういうケースもあるかもしれませんが、まだまだ困っている方々もいる訳ですし、生活にも困っている方々がいるわけですから、そういう子育て支援の充実も含めて、老人福祉も含めてやらないといけないだろうと思っています。それと、それだけの家族がいるということは私にとっては、すごくいいことだと思っています。そんな家族がみんなで生活しているということ自体がすごくいいことだと思っています。特に農家の場合でしたら、多分、世帯を変えていると思うのです。家も建てて、多分同じ世帯にいない、ばらばらにしているのが多いのではないかと考えていますから、そういう部分で数はないのかもしれませんが、大家族で住むことでいろんな兼合いもあるかもしれませんが、すごく幸せな家庭だなと、私は議員から質問をもらって、そういう幸せな家庭もあるのだ、私は、幸せとは大変かもわからないけれども、いい環境だなと思っています。ただ、これからその支援をすれば、今私どもが決めている支援制度でやっていますけれども、まだまだ足りないところもあるかと思っています。今後そういうところについては、しっかり子育て支援、それから老人福祉も含めて支援していければと思っているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 具体的に米1袋と言っていますので、そのことについてはどうなのですか。

町長。

○町長（松本博君） 指摘されて、米1袋と言われましたけれども、今はまだ考えておりません。質問をもらって、そういう意見が出ましたけど、これは今度議会を通さないとなりませんから。町長が提案したということにしても皆さんが賛成してくれなかったら困りますから、否決されると言いたくないですけど、だめな案件というのは上げづらいですから、時間がちょっと必要ななと思っています。そのこともいいですけども、果たして受け取る方がいいよと皆賛成してくれるなら良いのですが、返されても困りますから、そういうことも含めてちょっとまだ時間が必要ななと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 町長の最後の言葉、受け取るほうは大丈夫か、拒否されないかということなのですが、私はちょっと理解できません。私は、そういう家庭はもろ手

を挙げて「やったあ」と宝くじや競馬どころの話ではないと思います。ものすごい喜びだと、あったかい行政だっていう。そのことからしたらもう相当な反響で受け取られるものと思いますので、ぜひ職員の皆さんと相談しながら12月議会あたりには、来年度からできるように頑張っていたきたいと思います。

次に進みます。役場の臨時職員の定年を臨時職員は現在65歳で定年になっていると思います。それを70歳に延ばすことについて要望したいということなのです。そのことで私たちに資料を出してくださいと役場の臨時職員は何名おられるかということ。そうしたら60名という各課ごと男女別に何名と書かれていまして、それと年代別にも何人と書かれてあります。それで今回、私にぜひ実現してほしいと言ってきた人は、職種で縦の欄、年齢で横の欄です。60歳から64歳の欄のところで行くと8人いらっしゃるのです。その方はもう64歳で、その中で言えば施設の管理人4名という中に入っています。私に言うには、教え子の親だったので、「先生、俺今64歳よ。1年越したらもうおれ管理人できなくなるんだ」と。管理人というのは1年間ずっと仕事をしていて、決まったお金も入って、管理人だけでなく臨時職員は保険も入っているし、ありがたいのだ。それで来年の64歳で終わるかといったら、俺まだ若いのだと言うのです。70歳でも75歳でも自分は働ける。だから、せめて70歳まで5年間働かせてもらいたいという要望なのですけど、これについていかがかという事情を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、議員の方から質問ありました65歳で70歳になるまで元気で働ける状況だというようなことで、65歳の定年後もそういった状況であれば働くのはいかがかという御質問でございますけれども、基本的な部分を申し上げますと、町で任用している臨時職員につきましては、現状定数外の取扱要綱の中で任用しているわけでございますけども、6ヵ月ごとの更新という形で各年度ごとに任用しているということでございますので、議員がおっしゃられているように65歳までの定年、こういった臨時職員というところの定年という部分の概念ということには当てはまらないかと。任用はあくまでも定数外取扱要綱の中での6ヵ月ごとの更新で、最終的に結果としては1年間任用して勤めていただいているということで認識いただければと思ってございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 6ヵ月ごとで定数外採用ということで、定年はないんだということですけど、実態としては65歳以上は募集がないというのが今の状況だと思うんですけど、それに対して70歳まで延ばしてもらうのはいかがかという質問に対してはどのようにお答えになられますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 基本的な部分は前段で申し上げましたけれども、70歳までというところについては今の定数外取扱要綱の中には定年という観念はございませんけれども、議員の方へお示ししました資料の中でも、実際に60歳から64歳、更には65歳以上でも任用されている方がございますが、この部分につきましては、基本は募集をする際に現役世代での任用ということをまず基本として、それぞれ年度の欠員に応じて自治会配布に入れながら、欠員になっているところを充足するために応募していただいている、広く公募しているということでございます。それで、なおかつ募集している職種の中に応募がない場合には、各課において、例えば現在任用されている方で一定の年齢に達している60歳を超えている方でありまして、そういったところを経験に応じて、その部分に応募がなければ引き続き各課において任用をしているというような形です。それぞれの状況に応じて60歳を超えても、あるいは65歳までの任用というところで、これまで来ていると押さえていただきたい。そういう実態であるということをお理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） その方もそうなんですけども、臨時職員の多くの方は65歳以上でも、70歳でも、75歳でも働けたらもっと働きたいという方が沢山おられると思います。働きたいという方が65歳以上過ぎてもおられると思います。それなのに、浜中町は65歳までしか募集しないで、時によっては、それを超える場合もあるのかと思うのですが、募集しても欠員が生じて、毎月のように配布物の中に臨時職員の募集というのが、昨年は1年中3月までそういう状態があったのです。現在もそうではないのかと思うのですが、私はそうであれば75歳まで延ばして、75歳まで半年ごとに雇用関係を結んでいくという制度にはならないのかという要望を持っての質問なのです。それについての制度を変えるというのは、国が禁止しているのか、あるいは浜中町が制度を変えればそのとおり通るものなのか、どうなのかという、その辺の説明もお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 確かに現状としては、なかなか公募をかけても職種によっては来ないというようなことがあります、平成30年度においても毎月のように自治会配布に入れさせてもらったということがあります。結果として、それでもなおかつ応募がない職種もございました。そういった時に、その部分での現状でお勤めいただいている方である程度の年齢を超えた方、60歳あるいは65歳、こういった方にまた任用というか勤めていただくというようなことでは、これまでもやってきたところがございますけれども、それを更に65歳から70歳、こういったところを制度として定数外取扱要綱ですとかを見直しながら。なかなか今の国の制度、あるいはその雇用の部分で申し上げますと、年金の支給開始年齢こういったところも大きくは地方公務員、それから地方団体に働く職員についても、年金の接続の部分までのある程度の補償といえますか、制度的にはございますけれども、この関係等も含めると、なかなか制度としてこれを65歳から70歳までというようなことに持っていくのは、現状ではできないというふうに認識してございます。ですから、繰り返しになりますけれども、その職種によっては公募してもなかなか募集がない、こういったところをやりくりの中で申しわけないのですけれども現在お勤めしていただいている方に、再度改めて任用のお願いをしながら勤めていただいているというような状況であります。今現在、いろいろやりくりしている中で公募がないところも現在もございまして、5月末にも再度まだ充足されていないところの職種にあっては自治会配布させていただいておりますけれども、引き続きそういう形で決められた中での任用という部分で進めていきたいと考えています。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今、課長の説明の中で年金のかかわりについて述べられました、私は70歳まで働かせるというそういう制度をつくってもらいたい、ただそれだけなのです。それが政府は年金を今の65歳までを70歳まで支給を延ばすなんて、とんでもない話なので、私の質問とそれを絡ませるのは私はやめてほしいなど。そういう制度になっているかもしれないけれど、そういう考えは私、一切ありませんので。大体年金は、若いころに60歳になったら支給するという約束でみんな金を払ってきたわけで、それが60を超えて61歳、62歳、65歳にならなかつたら支給しないなんていう、こういう国民をごまかしたようなやり方というのは私は許されたいと思います。

本題に戻りますけれども、職種の中でなかなか募集に応じてもらえないという説明が

ありましたが、それはどこの部分ですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） なかなか応募がない職種はどこの部分かということですが、まあ、やはり有資格をもって任用する、一つ資格を持って保有しているというところが要件となっている職種、これについてはなかなか応募が少ない、応募がないというような状況があります。例えば保育士もそうですし、放課後児童クラブを含めたところでもありますと保育士免許ですとか教員免許の保有、あるいはパートであれば、その業務補助員という形での任用も想定されますけれども、フルタイムと言いますか、定数外でいくようなところのフルタイムで働く方については、有資格者というようなことが任用の要件としてございますので、なかなか応募に資格という一つ要件があるものから、なかなかいないのが現状であります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 資格を持っている人がなかなか来れないという、それは例えば介護士を募集するというハイツ野いちごの例を見ても、大変だというのは私もわかるような気がします。私は、ぜひ制度を変えて70歳まで任用するというのを実態に合わせて言えば、働きたいという人の職場を保障するという立場から考えていただきたいと思うのですけれど。町長、今課長はそういう答弁でしたけれども、この私の質問に対して町長はどんなふうに考えていこうとしておりますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 一番最初に、ちょっとずれるかもしれませんが、定年制ということで今まで、昔は60歳までというふうに、今もそうですけれどもありますよね。私も60歳を過ぎて、個人的ですけれども、一つの物差しとしては良い物差しなのかなと思ったのです。能力、体力も含めて、だんだん年をとってくと疲れも出てきますから、私も過ぎてしまいましたけれども、まだ仕事をしていますけれども。そういう意味からすると60歳というのは一つの物差しで、逆に自分の将来60歳まで働くんだよと行政とかそういうところに入ったら働くのだと思っていたところです。

今回の質問で60歳を超える人の話であります。この表2番目の職種別年齢構成とありますけれども、まず、下の欄の医療業務補助から夜警員含めて、ここの部分については70歳まで元気であれば可能であると思っておりますけれども、もし運転も含めてやっていくというのは、今いろいろところで交通事故も出ています。ですから、果たして良いか

という、運転手は70歳までいいよと言っても、そういう意味では多分うちで使うとなれば町民を乗せる話ですから、安全性を含めるとすれば、なぜ60歳その辺でとめるかという安全性を考えていると思うのですよね。だからその職種によって違ってくる。運転者はそうですね。では施設管理人はと言ったら、それは人がいないとすれば可能かなというふうに思っています。ただ、下の太いラインのところの部分については、まだ可能性があるのです。ただ結果的に夜警員だと言っても、70歳近くなった時に夜警員として対応できるかと言ったら、これはちょっと厳しいかなというふうに思っています。制限は結構かかると思います。今、私はそのように考えています。出来ると、元気であればいいかもわかりませんが、あとは町民に被害が被るとか、迷惑をかけるような状況だったら、ちょっとまずいかなというふうに思っているところです。やはり一つの物差しとして、その年齢というのは必要なところかなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） ありがとうございます。私は、このニーズに合った方法として、私は60歳までいいですよ。ただし65歳を過ぎて、それ以前でもいいのですが、どうも体の調子が悪いと休みがちだとか、そういう部分については無理しないでそこで辞退するとか、それもありだよというふうにしながらも、70歳まで何とか進めてほしいなと思うのです。約束してほしいとまでは言いませんけれども。それが今の一般的な社会で生活している人達の、そこまでは出来るなというのがあると思います。それで浜中町がこれを一人走りしてやった場合に、今町長が運転者の問題を言っていましたけれども、スクールバスの運転手の方々は、やはり浜中町が70歳まで伸ばしたとすれば民間に委託しているスクールバスの運転手もそこまで延ばさなければならぬのかどうなのかという、そういうことも迷惑をかけることにもなるのかなと思うのですが、委託している委託先のスクールバスの運転手さんの65歳までというのは今も守られていますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） ただいまの御質問にお答えいたします。実は65歳という部分なのですが、このスクールバスにつきましては、2つの委託業者をお願いしております、そちらの方から運転手の確保が非常に難しいということで、その60歳をオーバーした方でも委託先で使わせていただきたいというようなことで要望を受け

ております。それに基づいて60歳を過ぎていても、毎朝のアルコールチェック、年2回の健康診断等をきちんとやるようにということで、65歳を過ぎてても運転業務に携わらせているというような状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 65歳を過ぎててもということで、それで現在は何歳まで認めているとしていますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 現在は69歳までという形になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 民間はやっぱり進んでいますね。雇うのに大変苦労するという、これは大工さんでも電気屋さんでも、みんな雇用が大変なのです。今、一番高齢者の運転というのが大変だという、そういう中でスクールバスの運転者はどうだと聞いたら69歳まで認めていますと。民間は敏感ですから、そういうことで認めていると思います。しかも60歳からずっとやって、今も69歳くらいになっても継続して運転しているから私は十分やっていけると思うのです。最も危険だと思われるスクールバスの運転手が69歳まで。もう少しで70歳ですよ。そこまで民間では認めてやっているのですから、我が町でも応援して、69歳までではなくて、切りの良い70歳まで認めてやる方向で私は間違っていないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、教育委員会で委託しているスクールバスの状況ということで年齢等の説明もあったかと思いますが、前段で申し上げましたように町の臨時職員につきましては定数外の職員の取扱要綱、これに基づいて行って任用されております。この定数外の要綱の中には、一般事務職から今言っている運転業務、そういった部分まで広く、保育士、調理員、広い部分での職種にそれぞれ規程をしながら、日額も設定しながら全ては、の取扱要綱に基づいて載っております。ある一定の職種をもって65歳から70歳までというようなことで、この定数外取扱要綱を全面的に見直すという事は、なかなか出来ないのかなというふうに認識しております。もし見直すとすれば全体の職種ということにもなってきますし、そういったところまでの一定の整理はできていませんので、現状としてはある一定の職種をもって70歳までというような取り扱いのところまでいけないと認識しております。言い換えれば、それぞれ今まで60歳を

超えて任用している部分の公募により応募がない職種、こういったところは取り扱い上は年齢が60歳を超えていても、現状でも任用しながら現場でそれぞれ担っていただいている中で今運用している状況でございます。このようなことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 職種によっては難しい職種もあるということなのですが、それは町の判断で、それでいいと思うのです。ただ、どれもこれも私は難しいと思っていますよ。働くにあたっては働く人たちが環境をきちんと整えてやらねばならないと思うのです。

私この間、何人か臨時職員をやっている方に当たってきました。みんな大体希望どおりに働かせてもらっているというのが多くの人たちでした。今、プールの改修工事をやっています。オープンに向けて今プールの監視員の募集もやっていたように私はチラシで見えておりますけれども、プールの監視員にプールの監視員の仕事はどうですかと聞いたら、あれは大変神経の使うことだと。大人の方がプールの中で死亡したという事故がありまして、あれから監視の仕方が変わったのです。こちら側とそれから向こう側に1人ずつ椅子に座って監視する。もう1人は、ぐるっと回って監視するという監視体制で、私が見るところでは今までの監視者というのは大変楽だったなと思ったんですけど、勤めている人の話を聞いたら、神経使って見落としたら困ると言って、とても神経を使うので、またプールの監視員と言われても自分は行きたくない、そんなふうに言っていました。それから最終処分場で缶や瓶の選別をしながら圧縮の仕事をやっている人に、ここはどうだと聞きましたら、単純作業でとても楽しいのだと。我々から見たら、細々した仕事で大変な職場かなと思っていたら、単純作業でどんどん潰されたものができていくので楽しいのだという、端から見る仕事と実際にやってみたそこで働く人の仕事から見たら、全然我々が考えるような仕事で働いているような状況でないというのがわかるのです。そういう点で私は、募集する時に、ここは65歳まで、ここは70歳までというふうに雇う側で決めて、いつでもリタイアを希望するのであればリタイアしてください、そのくらいの制度で緩めて、そして1人でも多くの方が雇われるようにしてはどうかなというふうに思うのですが。浜中町の募集の苦勞とそれから働く人の年数をもっと増やしてほしいという要望に応えるということから、ぜひ英断をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今回も5月末の臨時職員の募集を実は各種の部分で入れさせてもらっています。それでなかなか来ないというところがございますけども、なかなかこれに年齢要件をつけながら、上限ここの方を応募してくださいというようなことでの表記はこれまでもしていませんし、これからもなかなかやはり現役世代での応募、こういったところを基本にということしております。どうしてもやはり来ないというような部分は、その状況に応じて60歳を超えての任用ということも当然考えられますし、そういったところをぜひ紹介いただくといいですか、アンテナを広げながら、いろいろと手だてはしているところなのですけれども、いかんせんなかなかこの応募されても来ないというようなところが現状です。なかなか65歳以上70歳までという募集のチラシの中で表記しながらというのは現状では出来ないという状況でございます。個別にその年齢要件を超えるという場合には、それぞれ任用したいという課とも連携して、その都度対応しながら60歳以上の方での任用、65歳以上の方での任用というところを検討したいなというふうな状況でございます。そういったところを理解していただければと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員、もう時間はございません。5分もありません。

ですから2、3分でやってください。時間厳守をお願いします。約束事ですから。

加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 最後に3番目の質問なのですが、ちょっと今、70歳までというので時間を使ってしまったので、3番目の質問なのですが高齢者事業団の働き方について、私は今回質問しようと思っていて、こういうことをしようと思っているのだということで何件か回ったら、やっぱり高齢者事業団のお年寄りですので、みんな集まって一つのことを集団でやろうという生きがいづくりの集団ですから、いろいろと不満が募っているという状況を私は捉まえています。一言で言えば、働いている人たちがちゃんとお話をし合ってミーティングをして民主的な働き方の仕方改革、これを民主的な形で働き方を進めていただきたいというのが中心的な要望です。それから働いている人数のいろいろ質問をしていますけれども、私にしてみればもう倍くらいの働く人があってもいいのではないかなと思います。それから賃金が全ての人、ほぼ一定で当面毎月8万円くらいを目指す。4月から11月までの労働ですが、そんなことを目標にしながら、担当課で高齢者事業団を指導していただきたいということを述べて質問を終わりたい

と思います。ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） 7番成田議員。

○7番（成田良雄君） それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。ひとり暮らし高齢世帯の支援について、2点について質問します。

まず1点でございますけども、ひとり暮らし高齢世帯の生活支援について、地域包括ケアシステムとは、厚労省によれば、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、重篤な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供されるシステムの構築とあります。超高齢化社会にあってひとり暮らしや高齢世帯のみの御婦人、御夫婦なども増加しております。未婚率が増えていることや核家族化などの家族体系もあり、今後ますますひとり暮らしや高齢者世帯のみの御夫婦などが増加していくものと思われまふ。私の周辺にも見回してみますと、我が地域では約1割ぐらいでございますけども、ひとり暮らし、高齢世帯のみの御夫婦など支援を必要としている方がいらっしゃいます。支援については多種多様となりますが、以下の2点について御質問いたします。

まず1点でございますけども、電話訪問相談センターの設置についてでございます。ひとり暮らしの方の生活支援は多種多様に求められております。一日中だれとも話をしないで相手はテレビだけという生活を繰り返すこともよくあると伺っています。ひとり暮らしの方は孤独からくる不安がつきまとい、眠れなくなることもしばしばあるとも言います。こうした方について、1週間に一度でも電話で声をかけてくれる相手がいれば電話での声がけということもあり、心を開き、その後の相談につながることも出てくるのではないかと思うところでございます。全国各地において訪問事業とあわせた安否確認や孤独感の解消も目的とした電話訪問事業を行っております。運営については、社会福祉協議会、ボランティア団体に委託するなどして実施しているところもあります。支援体制は登録制、料金無料のところや少々の料金体系をとっているところもありますが、運営費は地域によって50万円から250万円程度ということでありまふ。電話訪問スタッフはじっくりとした話相手となることもあり、研修会なども行っているそうでございます。利用人数としてはそれほど多くないようですが、電話訪問を心待ちにしている方もいるということで、今後は需要が増えてくると見込んでいるということでした。電話訪問相談事業は、ひとり暮らしや高齢世帯にもう一つの見守りとなり、更には

孤独感の解消策となっていくものと思っております。

そこで本町において電話訪問事業の取り組みについてどのように捉え、今後この見守り対応をされる考えかの御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 御質問の電話訪問相談センターの設置についての取り組みについてお答えいたします。

2025年には団塊の世代が75歳となり、医療や介護の需要も増大すると考えられております。高齢者になっても安心して住みなれた地域で生活が続けられるよう、市町村は3年ごとの介護福祉事業計画の策定、実施等を通じて、地域特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していかなければなりません。

町では、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしく生活できるように、浜中町地域包括支援センターを中心として、高齢者を見守り支えあう地域ネットワークづくりに取り組んでおります。自治会や関係機関を構成員として毎年浜中町高齢者見守りネットワーク会議を開催し、見守り、支えあう体制を強化しているところであります。地域包括支援センターの主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士、介護福祉の専門職員が高齢者やその家族からの相談や問い合わせに応じることで不安の解消に努めるとともに、ひとり暮らしの高齢者のお宅に状況確認のため訪問を行い、見守りネットワークから情報提供などをいただきながら、必要と思われるお宅には安否確認を含めて定期的に自宅訪問や電話相談により高齢者世帯の生活のサポートを行っているところであります。具体的に平成30年度実績で申し上げますと、660件の相談がありました。電話による相談が137件、訪問による相談が454件、来庁が69件となっております。議員おっしゃるこの電話訪問センターですけれども、ひとり暮らしの高齢者の電話による安否確認を行うために、社会福祉協議会へ委託するなどして電話訪問事業として見守り対応している市町村もあると承知しております。

具体的には65歳以上のひとり暮らしの方に相談員が電話を定期的にかけて、それで悩み事や聞き役になって安否確認を行い、高齢者世帯をサポートする。これは議員おっしゃるとおり週1回とかそういう頻度でやっているようでございますけれども、浜中町といたしましては包括支援センターを中心に見守りの対象者を的確に把握しながら、地域包括支援センターを中心とした高齢者見守りネットワークにより、今後も直接相手が見える相談支援体制を地域と一体となって取り組んでいきたいと考えておりますので御

理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○7番（成田良雄君） 今の担当課長から説明のありましたとおり、浜中町においては地域包括ケア事業として直接訪問ということで素晴らしい見守り体制をしているかと思えます。電話がかかってきた方に対しての137件だと思えますけれども、こちらから定期的に電話をかけて「お元気ですか。今日はどうですか。体調はどうですか。」ということはなされていないかというふうに思えます。そういう意味で、今回質問する社協なり、ボランティアなりにそういう65歳以上のひとり暮らし、また老人世帯に対して積極的に電話で声掛けをして、直接訪問はしていますけれども、月に必ず1回というわけにはなっていないかなというように思えます。

例えば、私は近隣で調べましたけども、羅臼町では社会福祉協議会に委託して、町内でひとり暮らしをしている65歳以上の高齢者宅へ毎朝電話をかけて安否確認をしている。毎朝なのです。これが羅臼町でやっております。誰が利用しているかというのと、65歳以上のひとり暮らしの方です。利用料は一切かかりません。電話サービスは誰がいつするのかいうと、社協のホームヘルパーたちが毎日午前中に電話をしている。これは申し込み制、希望をとっていますけれども、福祉保健課に申し込むという形でやっております。そういう意味で我が町においては見守り事業という素晴らしい体制が整っておりますけれども、これも羅臼町なり、毎日かけるということが大事なと。ほかの市では人数がおりますから週に1回なりやっているそうでございますけれども、町村でも週に1回というところもありますけれど。この羅臼町では毎日ですから。毎日相手の声が聞けるということでございますので、どうか今後、今やっていますけれども、それに加えて、我が町は第一次産業ですから、核家族化というのはなかなか少ないと思えますけれども、浜中市街、茶内市街、霧多布市街では第一次産業に従事していない元サラリーマンの方とか、そういう方がやはり多いかと思えますので、今後この事業を毎日かけるような電話サービス事業を展開してもらいたいというふうに思えます。

そこで先ほど5番議員も質問しましたけれども、やはり一番孤独なり、そうならないのは働くことなのです。それが調査によってやはり明確になっている。浜中町は第一次産業の町ですから、やはり本当に体が病気にならない限りは70歳、80歳まで働ける。農業に従事する、また漁業に従事する、そういう家庭ではそういう働き方ができると。それがやはり一番の認知症なり孤独感に陥らないことだということで、我が町では済ん

でいると思います。そういう意味で、高齢者になっても働けるように、国や社会でも高齢者を積極的に雇用する動きが出ているということでございます。65歳の定年制を廃止した企業数は従業員31人から300人程度の中小企業で3,982社、300人以上の大企業では81社ということでございます。また、66歳以上の継続雇用制度を導入した企業の数においては、中小企業では7,147社、そして70歳以上まで働ける企業数は中小企業で3万社くらいということでございます。そういう意味で、やはり働けることが一番の元気で、そして孤独感に陥らず、認知症にもならないそういう形だと思います。そういう意味で、その中でもやはりどうしてもこういう高齢社会において、ひとり暮らし老人世帯が増えてくるわけでございますので、我が町ではまだまだ少ないと思いますけれども、どうかこういう見守りの電話サービスを今後検討して実施してもらいたいと思いますけれども、再度御答弁お願いしたいなというふうに思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 再質問にお答えします。具体的な相談の部分でもう少し詳しく申し上げますと、見守りの部分でいきますと、見守り112件の相談をやっています。それと状況確認ということで94件ありますけれども、この確認の部分ですけれども、見守り対象になっている方については定期的に包括支援センター職員が電話をかけたり、先ほど言いました訪問ということを合わせながら対応しています。また地域の特性として、地域で民生委員さんも含めて、議員おっしゃるとおり周りでサポートする体制が浜中町の場合はまだできているのかなと思います。

それと生涯現役の一次産業の町で長く働いている方が多いので、介護の部分で介護予防事業もやっていますけれども、まだそういう状況になっている方が少ない。管内でも要介護認定率は3月末ですけれども14.6%で管内でも一番低い率になっております。このような地域状況ですけれども、少しずつひとり暮らしなり、高齢者世帯というのは実際、市街地中心に多くなってきています。それで、介護上やはり1人で生活できない、夫婦で生活できなくなると、やっぱり娘さんとかその家族のもと、離れた所に行ってしまうたり、その近くの施設へ行くということがありますので、それまでの見守り体制はしっかり今の形でやっていきたいなと思いますけれども、仕組みとしては介護の部分になりますけれども、地域ケア会議というものがあまして、これは社協、野いちご、浜中診療所、厚岸地域浜中訪問看護ステーション、それと町の各福祉、介護保険係、健康推進係と入っている会議があります。この中で情報共有しながら、そういう

方々について見守りの情報を共有しながら、必要なサービス、例えば病院から帰ってくるので介護認定して住宅を改修するといった部分につなげたり、遠くに娘さんとかがいる時はそういう方との連絡を取り合ったり、連携しながらやっていますので、見守り体制としては社協、野いちご、町含めて連携して今のところ対応しておりますので、議員がおっしゃる社協への委託という部分は、実際社協の居宅介護支援センターなりそういった部分でもやっております。あとヘルパーさんが社協にいますけれども、そういった部分を含めて連携をとりながら状況を逐次見守りの必要な方は情報が来るような形になっております。もし、社協に委託とかとなると別な経費もかかるので、そういった部分もありますけれども、現状もそういう連携の中で地域ケア会議等も通じながら、見守りネットワーク、地域の自治会の皆さんとかも含めて入っています。民生委員さんも入っています。

それとあともう一つ、見守り協定ということで町内の各郵便局、新聞販売店、大地みらい信金、去年はコープさっぽろの宅配トドックと協定を締結しまして、見守り体制をその辺でやっておりますので、何か異常があった場合は町の方に連絡いただくという形になっています。広いろいろな意味の見守り活動を組み合わせながら、今後とも浜中町としてやっていきたいと思っておりますので、今の現状の中の見守りの人数の体制の中で、この地域ケア会議等も含めた地域包括支援センターを中心に対応してまいりたいと考えておりますので御理解いただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○7番（成田良雄君） 今回質問したのは電話サービスという件でございます。見守りの中の羅臼町のように、毎日電話するということに対しての質問でございますので、今後人もいることですし、いろいろな形で介護保険法に則ってのケアサービスは出来ますけれども、それに関係ない人もやはりそういうサービスをして、電話サービスのもとでしっかりと見守っていくという趣旨の質問でございますので、今後ケア会議で検討していただきたいなというふうに思います。

次に、これも浜中町において進んでいると思っておりますけれども、生活支援事業について質問します。ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、今後はできるだけ住み慣れた自宅で生活していく要支援や自立の高齢者が地域での生活を継続していくためには様々な生活支援が必要になります。これは厚労省の調査結果ですが、高齢者のいる世帯では買い物に不便を感じている世帯が約5割となっており、

ひとり暮らし高齢者、高齢世帯の生活課題とその支援方策に関する調査によれば、ひとり暮らし高齢者世帯は生活行動の中で困っていることは、家の中の修理、電球交換、部屋の模様替え、掃除、買い物、散歩、外出、食事の準備、調理、後始末、通院、ごみ出しなど多様なものが上がっております。こうした取り組みは今後も検討される地域包括ケア制度の中に組み込まれるかもしれませんが、単身者や高齢世帯が増加する状況から、インフォーマル、フォーマルというのは公式ということですが、インというのは非公式、ボランティアなどの支援で、インフォーマルな支援としてどのような制度にしていくか検討していかねばならないのではないかと考えます。

本町として、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢世帯の生活に困っている現状についてどのように把握され、今後どのような対策をされる考えかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 御質問にお答えいたします。地域包括支援センターでは、介護保険サービスを利用されていないが見守りが必要だとされる高齢世帯の方を定期的に訪問し、生活上の困り事への相談対応を行っております。

また75歳以上の後期高齢者の方を対象に状況調査訪問を行い、必要なサービスにつなげるよう活動を行っているところであります。ひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯については、地域の民生委員へ要援助者の情報提供をしながら安否確認及び孤独感の解消等を行っているところであります。

地域とともに行う共助の体制づくりとして、浜中町高齢者見守りネットワーク会議を各自治会町内会等関係者と組織し、連携体制を構築しているところであります。浜中町第7期高齢者保健福祉計画、介護保険計画の策定にあたり、平成29年度に高齢者地域の課題を的確に把握するためにアンケート調査を高齢者世帯及び要介護者を対象に実施しております。これは3年ごとに実施しておりますけれども、在宅介護実態調査では、在宅生活の継続に必要と感じる支援のサービスとして、通院、買い物の外出サービス、介護、福祉タクシーなどの送迎サービス、見守り、声掛け、食事提供など配食サービスとなっております。介護保険以外の福祉サービスといたしまして、生活支援等の対策としまして、町では高齢者自立支援事業として、自立生活支援サービスとして、在宅高齢者が自立生活支援サービスヘルパーを派遣し、日常生活の援助を行っているところであります。具体的には、日常の家事とか洗濯、片づけ、買い物、ごみ出し、公共料金の支払い、

投薬の管理、話し相手、安否確認などを行っております。これは社協に委託させていただいておりますけれども、あと外出サービスといたしましては、移送用車両により居宅から医療機関や商店などへの送迎サービスを実施しております。

また、除雪サービスも実施しております。昨年5月からは配食サービスが開始され、高齢者の安否確認や見守り活動が強化されているところであります。平成30年の実績を申し上げますと、自立生活支援サービスは15名の登録があります。延べ348件利用です。外出支援サービスでは53名の登録で、619件の利用がありました。除雪サービスは29名の登録で、346件の利用がありました。配食サービスでは延べ81名、1,023食を提供しているところであります。

また、高齢者福祉関係の支援では緊急通報装置の貸付けを行っておりまして、ひとり暮らしの高齢者世帯等33世帯に設置しているところです。緊急時の救急車の要請を消防署へ通報するものであります。

また、生活支援としては福祉灯油の購入助成。老人世帯の低所得者に対して冬期間の暖房費として灯油100リットル分を助成しております。平成30年度の実績では188世帯に助成を行っているところであります。今後においても高齢者へ相談や地域及び関係機関と情報を共有し、必要な支援を提供してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○7番（成田良雄君） 介護保険以外の生活支援として、浜中町においては今原課が述べられたことをやっております。本当に感謝申し上げます。そういう中でやはり小さなことでも見守りの中でありましてけれども、いろいろな相談を受けておるかと思っておりますけれども、先ほど質問した中での電球交換など細かいことに対しての相談もやはり何件かあるかと思っておりますけれども、今までの30年度の事業の中で、どのような状態なのか、相談に対して100%ケアをされているのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 介護保険以外のサービスという形になると思っておりますけれども、これについて先ほど申し上げました高齢者在宅自立生活支援ヘルパー。ヘルパーは社協に委託しておりますけれども、この方々が週1回なり食事やごみ出し、そういった支援をしております。ニーズがどんどん高まってくると対応がなかなか難しくなっ

てくるという場合もあるかもしれませんが、その辺の整理も実は地域ケア会議の中で、その人の必要度とか、そういったものをどの程度、やはりある程度自分で物事をやっていたり、それは介護予防の一つにもなりますので、やはり他人任せではなくて、自ら動くという。外出もそうですけれども、そういう機会を増やすことが必要かなというふうに現場では思っています。全てやってあげることが介護のためというか、本人のひとり暮らしの支援という形にはならないと思いますので、そういった部分はお話をしながら必要なサービス、支援をやっているという状況ですので、そのケア会議の中で、この人にはやっぱり通院のために送迎が必要だよとか、送迎だけじゃなくて結局病院に行くまでの介助も必要だというケースも実際ありますので、その辺も含めて現場で対応させていただいているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○7番（成田良雄君） 了解しました。そういう意味で今後やはり高齢化時代またひとり暮らしの方々、高齢世帯が増えると思いますので、今後今の事業を更に推進していただきたいと思いますということをお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員、一番聞きたかったというのを先ほど言いましたけれども、電話サービスのことを毎日やっていると、そのことが一番聞きたかったことだということで次に移ったのですけれども、肝心のところは聞かなくてよろしいのですか。

○7番（成田良雄君） よろしいです。

○議長（波岡玄智君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第9 議案第43号 浜中町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第43号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第43号「浜中町森林環境譲与税基金条例の制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

浜中町森林環境譲与税基金条例は、令和元年度より新たに国から譲与される森林環境譲与税について、森林経営管理法に基づき、浜中町が行う間伐などの森林整備事業なら

びに人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などについて、計画的かつ効果的に行う財源として、あらかじめ必要な財源を確保することを目的に基金条例を整備したく、提案させていただいたものであります。

また、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由を御説明いたしました。詳細につきましては、農林課長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） （議案第43号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第43号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これから議案第43号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第44号 浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第44号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第44号「浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

この度の条例改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令平成31年政令第118号が交付され、低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が拡充されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、第2条第1項中平成32年度を令和2年度に改め、令和元年度及び令和2年度における保険料率について、同条第3項中第1項第1号に掲げる第1段階の第1号被保険者に係る保険料率は同号の規定にかかわらず2万1,100円とし、新たに同項の次に、同条第4項として第1項第2項2号に掲げる第2段階の第1号被保険者に係る保険料率を3万5,200円と、同条第5項に第1項第3号に掲げる第3段階の第1号被保険者に係る保険料率を4万800円とする規定を追加するものです。

この改正条例は、公布日から施行し、平成31年4月1日から適用することとし、平成30年度分までの保険料は従前の例によるものとしております。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第44号の質疑を行います。

1番川村議員。

○1番（川村義春君） 今回の介護保険条例の一部を改正する条例でありますけれども、提案理由にもありましたけれども、低所得者層の保険料軽減強化を趣旨とした改正で、10月以降の消費税率引き上げによる増収分を財源とした措置というふうに理解しておりますが、第2条第3項、第4項、第5項。これについて、第1項の第1段階の部分については2万5,300円だったわけですよ。それを2万1,100円に引き下げると。第4項については第2段階、ここで中段あたりに「この場合において前項中2万1,100円」とあるのを3万5,200円。第5項についても、「第3項中2万1,100円」とあるのを4万800円とするとありますが、基本的には第4項は第2段階ですから、現行4万2,300円、それを3万5,200円。第3段階については現行同じく4万2,300円だったものが4万800円に変わる、引き下げるといふ、そういう趣旨の内容というふうに理解していいですか。それだけ確認しておきます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 今回の条例改正ですけれども、議員おっしゃるとおり消費税の財源を10月から引き上げ、その分の財源を利用して軽減を拡大するという措置であります。

内容を申し上げますと、第1段階の現行2万5,300円を令和元年におきましては2万1,100円ということで4,200円引き下げがあります。第2段階につきましては、現行平成30年度4万2,300円が令和元年度賦課では3万5,200円ということで7,100円の引き下げ、第3段階におきましては30年度4万2,300円だったものを令和元年度4万800円と1,500円の引き下げという形になっております。

なお、この部分についての補正予算につきましては、実は当初予算の中で前年度の軽減人数を元に既に予算措置させていただいております。ただ、本賦課が7月でございますので、その数字が確定しましたら最終補正等で歳入の面も含めて改めて補正予算を提案させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 単純に、現行の第1段階から第9段階まで平成30年度から令和2年までの3カ年の第7期に定めていた保険料率では、第1段階が2万5,300円、第2段階が4万2,300円、それから第3段階が4万2,300円とあります。この第1段階から第9段階までであるうちの第1段階から第3段階までの部分が軽減に対応して、それぞれ2万5,300円の第1段階は2万1,100円、4万2,300円だったものが、先ほど言ったように第2段階で3万5,200円、第3段階についても4万800円に抑えるという理解でいいのでしょうか。それだけ確認できればいいのです。よければもう一度。

○議長（波岡玄智君） 確認ですから、いいですよ。質疑ではございませんので。

○1番（川村義春君） いいですね。そういうことであれば、いいのです。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 単純な質問なのですが、10月の消費税率が上がるのを見込んで議案を出してきて可決されるわけですよね。そうした場合に、今、消費税率については、そのままいくと政府は言っていますが、そうでない道も、これは無理だと、

この景気の悪い時に消費税を上げるのは問題だという声もずっと残っているわけで、私は自分の希望としては、この不況の時に10%に上げるなんてとんでもないと考えているのですが、もしこれが10月にできなくて延期されたという場合に切り替えというのがきちんと出来るようになっているものなのですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） この度の改正につきましては、既に政令等で改正されておりまして、財源措置については国のほうの予算上は確保しています。ただ、その財源となる消費税がないという形があるので、もし消費税が止まってしまったら、赤字国債とかそういう別な手だてを国が考えなければならぬのではないかと私どもは思っています。この部分については、特に低所得者への配慮というところです。要は、消費税が10月に上がることによって保険料の負担がやはり負担感が出てきますので、一般的に言うと生活費とかそういうものがかかってくるので、介護保険の第1階層から第3階層の方についての負担軽減を図るとというのが目的ですので、いずれ10月の消費税増税のあるなしに関わらず、基本はそこですけれども、これについては政令等で決まっておりますので、そのまま条例を提案させていただいて議決いただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） いいですか。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第44号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 4 5 号 浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 1 議案第 4 5 号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 4 5 号「浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

この度の条例改正は、地方税法施行令の一部改正に基づく改正と、前年所得に基づく税率等の改正を行うものであります。

保険税につきましては、平成 3 0 年度の国民健康保険制度改正により、その目的が従来の医療費などの充当費用に充てる財源から北海道に納める国民健康保険事業費納付金に充てるための財源に変更となっており、北海道から示された標準保険税率をもとに前年所得と決算見込みを考慮した上で税率等の改正を行うものであります。

この度の改正で、前年所得の確定と決算見込みなどに基づく改正は基礎課税分について所得割、現行 1 0 0 分の 5. 6 を 1 0 0 分の 5. 8 7 に、被保険者均等割、現行 2 万 9, 2 0 0 円を 3 万 1, 0 0 0 円に、世帯別平等割、現行 2 万円を 2 万 7 0 0 円に、特定世帯分 1 万円を 1 万 3 5 0 円に、特定継続世帯分 1 万 5, 0 0 0 円を 1 万 5, 5 2 5 円に改めるものです。

後期高齢者支援金等課税分については、所得割、現行 1 0 0 分の 2. 3 5 を 1 0 0 分の 2. 0 1 とし、世帯別平等割、現行 6, 4 0 0 円を 6, 2 0 0 円に、特定世帯分 3, 2 0 0 円を 3, 1 0 0 円に、特定継続世帯分 4, 8 0 0 円を 4, 6 5 0 円に改めるものです。

介護納付金課税分については、所得割、現行 1 0 0 分の 1. 6 を 1 0 0 分の 1. 5 3 に、世帯別平等割、現行 4, 8 0 0 円を 4, 6 0 0 円に改めるものです。また、被保険者均等割及び世帯別平等割の改正に伴い、7 割、5 割、2 割軽減の金額についても改正を行います。

次に、地方税法施行令の一部改正に伴う改正は、基礎課税額の課税限度額について、これまでの 5 8 万円から 6 1 万円に引き上げる改正であります。

また、低所得者の保険税軽減の拡充として、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯

の軽減判定所得について、5割軽減の対象となる所得の算定では被保険者の数等に乗ずるべき金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減の対象となる所得の算定では、保険者の数等に乗ずるべき金額を50万円から51万円にそれぞれ引き上げる改正で保険税の軽減措置の対象を拡大しようとするものであります。この改正条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するとしております。

なお、今回の条例改正につきましては、去る5月27日開催の令和元年第2回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付けで答申をいただいているところです。

以上、提案の理由を御説明しましたが、詳細については町民課長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） （議案第45号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第45号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 大変丁寧な説明を受けましたので、特に聞くことはないのですが、確認の意味でお知らせいただきたいと思いますが、資料10ページ①の課税見込み額ですけれども、これについては全体で3億3,948万9,000円となっていますけれども、これについては前年所得の確定及び決算見込み額の1号減税財源に充てた分というふうに理解してよいかと思うのですが、3億3,948万9,000円に96%の収納率を見て3億2,590万8,000円。当初予算は3億3,200万3,000円ですから、先ほど説明がありましたように予算比較でいくと500万円ほど足りないという部分が出てくるのですが、これは決算見込み額、決算額で十分対応できるということで、補正がないということで理解してよろしいのかどうか。

あと、財調の関係なのですが、決算見込み額の全てを減税財源に使ったわけではないと思うのですが、いくら減税財源に使って、国保財政調整基金にいくら積むのか。現在の国保財政調整基金がいくらあるのか説明していただきたい。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。まず、10ページの2の表の関係でございます。議員おっしゃられますとおり、課税見込み額①がございまして、それに収納率96%。ここの収納見込み額から当初予算額を差し引いて記載しておりますけれども、4列の令和元年度の計欄△5,095という形になってございます。こち

らにつきましては、先ほど13ページの決算見込み書でもお話しさせていただきましたけれども、決算見込み額734万1,000円が剰余金となるということで、このうち先ほど申しあげました500万を充てて対応するという事です。実際には昨年度まで6月定例会でこの分の補正予算も上げさせていただいていたので、先ほど補足の方でもお話ししましたが、歳入科目間の調整のみとなるものですから、今回は見送らせていただいて、後に一緒に補正をさせていただきたいということで考えております。

2点目の財政調整基金の関係でございますけれども、ただ今、残高といたしましては9,203万8,000円が残高になっております。今後こちらの方に積む金額については、こちらも年度間で加入者の移動等もございますので、どういうふうに推移するかを見ながら必要な額はこちらの財政調整基金に残りを積ませていただきたいとは考えておりますけれども、昨年度までと違って北海道への納付金というこの制度改正によって剰余金が非常に発生しづらいという状況でございますので、その点も踏まえて一部は財政調整基金に積んで、今後に備えるということで対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 先ほど言った収納見込み額と予算対比で500万円不足するという部分については、決算見込み額の中から充てるということは、イコール減税財源に使ったというふうに見なしてよいですか。そういうことですね。その辺を確認しておきたいと思ったのと、北海道については今後何年間かけて一般会計からの繰り入れをしながら減税財源に充てている町村があるから、それを平準化するために、将来、浜中町の国保については繰り入れをしないでやってきた。でも、他の町村については一般財源を使って繰り入れして減税をしてきているから、それをなくするようにしていった場合、将来浜中町の保険税の税率というのは今よりも若干上がると思うのですが、逆に減っていけばよいけれども、その将来的な見込み額に今の財政調整基金が活かされるというふうになるので、できるだけ将来に備えて財調に積むべきだと思っているのですが、その辺の見解をお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。昨年度からの制度の都道府県化に伴いまして、それぞれの都道府県が目指すべき姿というのはやはり保険料の平準化、それから統一化ということで、実際に北海道からもお話いただきまして、今後検討

していくということになってございます。今議員お話されましたように、法定外繰り入れをしているところがあるということも一部お聞きしておりますけれども、それとともに、やはり北海道全体の医療費を全体で分かち合う、あるいはそれぞれ市町村で収納率も異なっている、こういった様々な課題を解消しないと、将来的な統一化というのは非常に難しいとは思いますが、現状事務方といたしましては、浜中町の保険料についてはもし平準化、統一化された場合、現状よりは上がるというふうに見込んでおります。

財政調整基金につきましては約9,200万円とお話しをさせていただきましたけれども、今後はやはり災害等にあつて、所得の落ち込みだとかそういったことも一部念頭に入れながら、急激な保険税の上昇というものに対応すべく、基金を活用して、できる限り被保険者の方々の負担にならないように努めてまいりたいというふうを考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

5 番加藤議員。

○5 番（加藤弘二君） 今の1 番議員とも関連するのですが、浜中町民の国民健康保険税は非常に高い。今までも一般財源の繰り入れなしでずっとやってきた。29 年度は一部を繰り入れて安くなったというふうに私は見ているのですけれども、また今年度になつたらどの項目を見ても上がっているということで、たぶん今年も6 月末に納付書が送られてくると思います。そうした場合に多くの方々は大きな金額で驚くのかと思うのですけれど、最高限度額が93 万円から96 万円に跳ね上がったと。3 万円増というふうになっている。それから5 割軽減、7 割軽減、それを抜かして、例えば年収400 万円の4 人家族だとか、あるいは年収240 万の単身世帯だとか、いろいろと分けて各町村が29 年度に比べて30 年度がどれだけ上がったのかという資料もあるかと思うのですけれど、我が町はどの年代にしても、抽出してみるとやはり昨年度からいくら高くなっているという状況が出てくるのではないのかと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。それぞれの所得階層別で保険税が高くなるのではないかとということですが、実際のところ保険税については若干上がるということで捉えております。それで、私のほうからモデル世帯別にどのぐらい上がるのかということでお話しさせていただきます。

まず、一つ目なのですけれども、例えば夫婦と子供2人の4人世帯で所得400万円であるとしたら、30年度については税額554,200円。令和元年度については56万9,200円となって1万5,000円の増額となります。

二つ目としては、夫婦2人世帯で所得200万円としますと、30年度の税額は28万6,200円。令和元年度が29万3,800円で7,600円の増額になります。

三つ目のケースとして、70歳の単身世帯で所得がゼロという世帯については、30年度の税額は1万9,400円。令和元年度は2万400円で1,000円の増額です。

四つ目ですけれども、夫婦と子供2人の4人世帯で所得800万円としますと、30年度は税額が90万2,400円。令和元年度が94万500円で3万8,100円の増額となります。

今、四つのモデルをお示ししてお話させていただきましたけれども、やはりどの階層においても確かに限度額が上がったという状況もございますけれども、実際には保険税については若干上昇するという事です。この背景には、やはり国民健康保険に加入している加入者数が大幅に減ってきているということがございます。なおかつその少ない人数で納付金として必要な保険税額を確保しなければならないという制度ですから、そのため今回においては減税財源を投入いたしまして、若干の増額になりますけれども、先ほども話しましたが今後の保険税の上昇への懸念というものも含めて考慮して、設定をさせていただいたということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 年金もそうなのですけれども、いろいろな年金があつて、例えば教職員の年金や役場職員の年金、それから一般の会社の保険料なんかでも、半額雇用主が払ってくれる制度もあつて、例えば中小企業で働く労働者の協会健保という制度なのですけれど、そこで働いている方々の健康保険料は国民健康保険の半額で収まっているというふうに調べております。やはり、もっともっと国が上の段階で大きな支援をしてくださなければ、国民健康保険税というのは多くの国民が苦しむ状況になってくるというふうに思うのです。そういう点では、全国知事会が国民健康保険税を軽くするために国が1兆円規模の財政負担をするなり、あるいは均等割などを廃止して、子供がたくさんいるところにたくさん課税できるような、そういう制度を改めるべきだというように全国知事会がそういう決定をして、国に対して要求をしている部分があると思うのですが、北海道の各町村がいくら頑張っても一般財源から充てるということでは無理な

ので、やはり国がきちんと国民健康保険税を安くするための支援措置というのが、今最大の課題ではないのかと思うのです。そういう方向に私たちの町も要求していくべきではないのかと思うのですけれども、その点の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 今議員おっしゃられましたように、国に必要な財政指標等を求めていった方がいいのではないかという御質問でございます。確かに昨年都道府県化になりまして、先ほど申し上げましたけれども、今現在、非常に医療費が高くなってきて、かかる人が例え減ったとしても医療費はだんだん高くなっていくという現状がございます。特に北海道でありますと、やはり小さな市町村が多いわけですから、そんな中で北海道全体の医療費をどうしていくということが保険料の平準化、統一化に向けた何より一番の課題となるわけです。

今現在これからそういった北海道全体で平準化、統一化に向けた議論をしていくことになるのですけれども、そういった中で、まだ話は実際には出ておりませんが、当然のごとく北海道全体で運営していくにあたって、そういった財政支援を必要とするということも考えられると思いますので、そのあたりは本町におきましても、他町村といろいろと平準化、統一化に向けた研究をしていくにあたって、十分念頭に置きながら、必要に応じて必要な要望をしていくということも考えながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第45号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 4 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議
について

◎日程第 1 3 議案第 4 7 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する
協議について

◎日程第 1 4 議案第 4 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更
に関する協議について

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 2 議案第 4 6 号、日程第 1 3 議案第 4 7 号及び日
程第 1 4 議案第 4 8 号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本博君） 議案第 4 6 号「北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協
議について」、議案第 4 7 号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議
について」並びに議案第 4 8 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に
関する協議について」は関連がございますので、一括して提案の理由を御説明申し上げ
ます。

北海道市町村総合事務組合並びに北海道市町村職員退職手当組合は、道内の市町村及
び一部事務組合等を構成団体とする一部事務組合であります。本年 3 月 3 1 日付けで
北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北 3 町行政事務組合の脱退に伴い、
規約別表の変更が生じたものであります。また、北海道町村議会議員公務災害補償等組
合につきましても、同様の一部事務組合であります。本年 3 月 3 1 日付けで北空知葬
祭組合、日高地区交通災害共済組合、池北 3 町行政事務組合及び十勝環境複合事務組合
の脱退に伴い、規約別表の変更が生じたものであります。地方自治法第 2 8 6 条第 1 項
では、これを組織する一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団
体の協議により、これを定めるとされており、第 2 9 0 条では、関係地方公共団体の議
会の議決を得なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたく御提
案した次第であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い
申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第 4 6 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第48号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第46号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第49号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第49号「工事請負契約の締結について」提案の理由を御説明いたします。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として浜中団地に木造平屋建て1棟4戸延べ床面積299.85平方メートルの公営住宅を建設しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。この建設にあたり、5月31日、町内外業者5社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、丸重種市建設有限会社が1億3,255万円で落札いたしました。

なお、工期は令和2年1月10日までとしております。ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第49号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 1棟4戸ということで浜中団地にできるという。1棟で4戸ですから、4で割ると1戸あたり3,300万円という値段になるのかと思いますが、建坪はどのくらいで、部屋の数か坪で言えたら坪で、何室でこのくらいだと。それから、主にこの公営住宅に入居したいという希望はどういう階層の方がここに入るのか。そのことについて説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） この度の浜中地区の団地の1棟4戸の建設を予定しているところですが、これにつきましては昨年と同じタイプのを今年度もまた設置するというのでございます。面積につきましては、1戸当たりで見ますと75平米弱。正確には74.9629という1戸当たりの面積、坪面積になります。それから部屋タイプなのでございますけれども2LDKになります。その他外構としては、物置の設置というところも含まれてのものになります。それで、この入居の関係ということでございますけれども、現在前年で建てたところへは従来その地区の団地にお住まいになられていたうちの4戸が昨年度建設したところに入居されてございます。今年度の予定としましては、現在建て替え前の団地に住まわれている方が2戸ございまして、そちらのほうの新しい公営住宅が建ちましたら説明しながら、申し込みされればそのまま入られることになるかというようなことも想定されますけれども、あと残り2戸がありますので、その部分につきましてはまた改めて公募というようなことが今後想定されるのではないかとこのように現状では考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） はい、わかりました。それで、旧公営住宅に入っていた方が優先して入られるというような状況だということですね。従来、公営住宅の入居料、家賃、これについては収入によって家賃が変わっていくという方向で対応するのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 収入によって家賃の設定というところと、新築と経過年数との計算に基づいて家賃の方は算定されますので、今回新たに浜中団地は新築されるということで、その部分につきましては家賃として収入もさることながら、新しい住宅ということになりますので、家賃の方も今現在住んでいるところよりは計算上は家賃が上がるといふか多い金額になると。この金額の詳細につきましては手元にございませぬけれども、経年経過の部分の計算部分が上昇するということが想定されると思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第49号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 議案第50号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第50号「工事請負契約の締結について」提案の理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、平成31年3月8日より建設に着手しております防災貯留槽に接続する送排水管を避難道路に敷設し、あわせて避難施設であるゆうゆへの配水管敷設を本年度から令和2年度までの2ヵ年にわたって実施するもので、平成31年第1回浜中町議会定例会において継続費として予算の議決をいただいております。この敷設工事にあたり、5月31日、町外業者5社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、太平洋設備株式会社が5,302万円で落札いたしました。

なお、工期は令和2年8月31日までとしております。ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第50号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第50号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第51号 財産の取得について

○議長(波岡玄智君) 日程第17 議案第51号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第51号「財産の取得について」提案の理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、浜中町廃棄物最終処分場で使用している平成10年度に購入した粗大ごみ破砕機について、経年劣化が著しいことから、このたび新たな車両に更新しようとするものです。購入費用につきましては、第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。財源は、本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用するものであります。当該車両の購入にあたり、5月31日、町外業者4社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、コマツ道東株式会社釧路支店が6,011万5,000円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和2年3月13日としております。ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君）

これから議案第51号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第51号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第52号 財産の取得について

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第52号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第52号「財産の取得について」提案の理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年度に特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用し、浜中中学校、茶内中学校に導入した学校用コンピューター等について、導入から8年が経過し老朽化が進んでいるほか、基本ソフトウェアの無償サポート期間も終了することから、このたび学校用コンピューター45台のほか関連機器などを更新し、情報教育の充実を図ろうとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。この学校用コンピューター等の更新にあたり、5月31日、町外業者6社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、株式会社ポータスが2,530万円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和2年1月31日としております。ここに議会の議決を付すべき

契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第52号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） コンピューターが45台設置されるということですが、何校にコンピューターが設置されるのか。またそのことによって、その学校の全ての生徒に対してコンピューターが使われるということになるのか、既存のコンピューターも残しながら古くなった部分を新しく変えるということなのか、その辺の説明をしてください。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 学校用パソコンの45台につきましては、浜中中学校に17台、茶内中学校に28台の合わせて45台という形になります。浜中中学校の17台のうち生徒用が13台、その他は教師用となります。茶内中学校の28台のうち生徒用は24台ということで、その他は教師用ということになります。それぞれ浜中中学校の13台と茶内中学校の24台の生徒用のパソコンにつきましては、現在在学しております最大生徒数のクラスに合わせて購入する形になってございます。古いパソコンにつきましては、先ほど提案理由にもありましておとりサポートプランが切れるということで、その後の活用がウイルス対策等いろいろございまして、なかなか使用できないということになりますので、そのまま廃棄処分を行っていくという形になります。よろしくお願いたします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第53号 令和元年度浜中町一般会計補正予算(第1号)について

○議長(波岡玄智君) 日程第19 議案第53号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第53号「令和元年度浜中町一般会計補正予算(第1号)について」提案理由を御説明申し上げます。

このたびの補正は、海岸整備事業に要する経費や避難施設等建設に要する経費など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、新庁舎建設に要する経費で地中熱設備設置に係る新庁舎等建設工事7,616万4,000円を追加するなど8,597万1,000円を追加、3款民生費では、その他社会福祉に要する経費で、プレミアム付商品券扶助400万円を増額するなど1,359万6,000円を追加、5款農林水産業費では、海岸整備事業に要する経費で霧多布港海岸陸閘改良工事6,560万4,000円を増額するなど8,969万9,000円を追加、7款土木費では、補助の内示があったことに伴い、追加予定事業としておりました町道維持管理に要する経費で橋梁補修設計委託料2,540万円を増額。丸佐橋の長寿命化工事で4,820万円を追加するなど7,360万円を追加、8款消防費では、避難施設等建設に要する経費で、新庁舎建設にかかる非常用発電棟及び防災車庫棟の建設工事1億7,683万6,000円を追加、以上により今回の補正額は4億4,608万5,000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として地方譲与税230万円、国庫支出金1億5,571万5,000円、町債2億6,290万円などを充てたほか、不足する財源については繰越金2,139万2,000円を充てさせていただきました。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は90億412万3,000円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては地方債を財源とする事業の補正によるもので

あります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 4時21分）